

【資料4】

伊勢市営住宅等管理関係諸規程集

令和8年6月版

伊勢市都市整備部住宅政策課

目 次

番号	規定類の名称	頁
1	伊勢市営住宅管理条例	1
2	伊勢市営住宅管理条例施行規則	2 6
3	伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例	7 1
4	伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則	7 6
5	伊勢市高齢者世話付住宅への入居に関する要綱	8 9
6	伊勢市営住宅管理人要綱	9 8
7	伊勢市営住宅の家賃又は敷金の減免又は徴収猶予基準等の要綱	1 0 0
8	伊勢市営住宅集会所等使用要綱	1 0 6
9	伊勢市営住宅の住替えに関する基準	1 0 8
1 0	伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例	1 1 4
1 1	伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則	1 2 0
1 2	伊勢市個人情報の保護に関する法律施行条例	1 2 7
1 3	伊勢市個人情報の保護に関する法律事務取扱規則	1 3 5
1 4	伊勢市情報公開条例	1 7 8
1 5	伊勢市情報公開条例施行規則	1 9 3
1 6	伊勢市契約規則	2 0 5
1 7	伊勢市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱	2 3 5

○伊勢市営住宅管理条例

平成 17 年 11 月 1 日

条例第 163 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 市営住宅の管理（第 4 条—第 40 条）

第 3 章 法第 45 条第 1 項の規定に基づく社会福祉事業等への活用（第 41 条—第 47 条）

第 4 章 法第 45 条第 2 項の規定に基づく市営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）（第 48 条—第 51 条）

第 5 章 駐車場の管理（第 51 条の 2—第 51 条の 11）

第 6 章 補則（第 51 条の 12—第 55 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号。以下「法」という。）に基づく市営住宅及び共同施設の管理について法及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。
- (2) 共同施設 法第 2 条第 9 号及び公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号）第 1 条に規定する施設をいう。
- (3) 収入 公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号。以下「令」という。）第

1 条第 3 号に規定する収入をいう。

(4) 市営住宅建替事業 市が施行する法第 2 条第 15 号に規定する公営住宅建替事業をいう。

(名称及び位置)

第 3 条 市営住宅の名称及び位置は、規則で定める。

第 2 章 市営住宅の管理

(入居者の公募の方法)

第 4 条 市長は、市営住宅の入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち 2 以上の方法によって行うものとする。

- (1) 市公報
- (2) 市の発行する広報紙
- (3) 新聞
- (4) テレビジョン
- (5) 市のウェブサイト
- (6) その他市長が適当と認める方法

2 前項の公募に当たっては、市長は、市営住宅の所在地、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。

(公募の例外)

第 5 条 市長は、次の各号に掲げる事由に係る者については、公募を行わず市営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 市営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 市営住宅建替事業による市営住宅の除却
- (5) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 3 条、第 4 項若しくは第 5 項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）に基づく住宅街区整備事

業又は都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

(6) 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 20 条（同法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和 36 年法律第 150 号）第 2 条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却

(7) 現に市営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又はその同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又はその同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

(8) 市営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

（入居者の資格）

第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 21 条に規定する被災者等にあつては、第 5 号及び第 7 号）の条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に市内に住所又は勤務場所を有すること。

(2) 現に同居し、又は同居しようとする者があるときは、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童を含む。以下同じ。）であること。

(3) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。

(4) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に依りそれぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 特に居住の安定を図る必要がある場合として第3項で定める場合 214,000円

イ 市営住宅が法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生日から3年を経過した後は、158,000円）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円

(5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(6) 公募の際に納期の到来している市税を完納していること。

(7) その者又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 市長は、入居の申込みをした者が前項第3号に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 第1項第4号アに規定する特に居住の安定を図る必要がある場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 入居者又は同居者にアからオまでのいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が（ア）から（ウ）までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める程度であるもの

（ア） 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

（イ） 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する

1 級又は 2 級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ) に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症であるもの

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等

(2) 入居者が 60 歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(入居者資格の特例)

第 7 条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は前条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第 1 項第 4 号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件を具備するほか当該災害発生の日から 3 年間は、なお当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

第 8 条 前 2 条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、規則の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定による入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対

し通知するものとする。

- 3 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の選考)

第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、令第7条各号のいずれかに該当する者のうちから行う。この場合において、住宅に困窮する程度を勘案して入居させるべき順位を定め難い者については、公開抽選によって入居者を決定するものとする。

- 2 市長は、令第7条各号に掲げる者のうち、20歳未満の子を扶養している配偶者のない者、老人又は心身障害者で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、前項後段の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(入居補欠者)

第10条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

- 2 市長は、入居決定者が市営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

(入居の手続)

第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 賃貸契約書を提出すること。
- (2) 第17条第1項に規定する敷金を納付すること。

- 2 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

- 3 市長は、市営住宅の入居決定者が前2項に規定する期間内に第1項の手続をし

ないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

- 4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

(同居の承認等)

第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

- 3 市営住宅の入居者は、出産、死亡、婚姻、転出等により同居者に異動があったときは、その日から14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(入居の承継)

第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は公営住宅法施行規則第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の承認を受けようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(家賃の決定)

第14条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第27条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合(次条第1項ただし書に規定する場合を除く。)において、第34条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定める

ものとする。

- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。

(収入の申告等)

第15条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。ただし、入居者が公営住宅法施行規則第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第34条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による収入の申告（同項ただし書に規定する場合にあっては、公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入）に基づき、収入の額を認定し、当該額を当該入居者に通知するものとする。

- 4 入居者は、前項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(家賃の納付)

第16条 家賃は、第11条第4項の入居可能日から市営住宅を明け渡した日（第30条第1項又は第35条第1項の規定により市営住宅の明渡し請求があったときは明渡しの期限の日又は明け渡した日のいずれか早い日、第40条第1項の規定により市営住宅の明渡し請求があったときは明渡しの請求のあった日）までの期間について徴収する。

- 2 家賃は、毎月末日（月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までに、その月分を納付しなければならない。

- 3 入居者が新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。

- 4 入居者が第39条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項

の規定にかかわらず市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

第 17 条 市長は、入居者から入居時における 3 月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収するものとする。

2 前項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

3 敷金には、利子を付けない。

(家賃又は敷金の減免及び徴収猶予)

第 18 条 市長は、入居者又は同居者が災害、疾病その他特別な事情があることにより家賃又は敷金の納付が困難であると認める場合には、家賃又は敷金を減免し、若しくはその徴収を猶予することができる。

(修繕費用の負担)

第 19 条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、借上げ市営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。

3 入居者の責めに帰すべき事由によって第 1 項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第 20 条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

(3) 共同施設又はエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用

(4) 前条第 1 項に規定するもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第 21 条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失し、又はき損したときは、市長の指示に従い入居者が原形に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(迷惑行為の禁止)

第 22 条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(一時不在の承認)

第 23 条 入居者が市営住宅を引き続き 15 日以上使用しないときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(転貸の禁止)

第 24 条 入居者は、市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(用途変更の制限)

第 25 条 入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

(模様替え等の制限)

第 26 条 入居者は、市営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の承認を行うに当たり、入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第 1 項ただし書の承認を得ずに市営住宅を模様替えし、又は増築したときは、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第 27 条 市長は、毎年度、第 15 条第 3 項の規定により認定した入居者の収入の額が第 6 条第 1 項第 4 号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き 3 年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 市長は、第 15 条第 3 項の規定により認定した入居者の収入の額が最近 2 年間引き続き令第 9 条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き 5 年以上入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 入居者は、前 2 項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合においては、市長は、意見の内容を審査し、必要があると認めるときは当該認定を更正する。

(明渡し努力義務)

第 28 条 収入超過者は、当該市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第 29 条 第 27 条第 1 項の規定により、収入超過者と認定された入居者は第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあつては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第 8 条第 2 項（第 14 条第 1 項ただし書に規定する場合にあつては、令第 8 条第 3 項において準用する同条第 2 項）に規定する方法によらなければならない。

3 第 16 条及び第 18 条の規定は、第 1 項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡し請求)

第 30 条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

- 2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。
- 3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。
 - (1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
 - (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
 - (3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。
 - (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第31条 第27条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び第29条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

- 2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の損害賠償金を徴収することができる。
- 3 第16条の規定は、第1項の家賃について、第18条の規定は、第1項の家賃及び前項の損害賠償金について準用する。

(住宅のあっせん等)

第32条 市長は、収入超過者に対して当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うもの

とする。

(期間通算)

第 33 条 市長が第 7 条第 1 項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第 27 条から前条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第 44 条第 3 項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が第 36 条の規定による申出をした者を市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第 27 条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第 34 条 市長は、第 14 条第 1 項、第 29 条第 1 項若しくは第 31 条第 1 項の規定による家賃の決定、第 18 条（第 29 条第 3 項又は第 31 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは敷金若しくは損害賠償金の減免若しくは徴収の猶予、第 30 条第 1 項の規定による明渡しの請求、第 32 条の規定によるあっせん等又は第 36 条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。

3 市長又は当該職員は、前項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(市営住宅建替事業による明渡し請求等)

第 35 条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第 38 条第 1 項の規定に基づき除去しようとする市営住宅の入居者に対し期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 前項の場合については、第 31 条第 2 項の規定を準用する。この場合において、第 31 条第 2 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 35 条第 2 項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第 36 条 市営住宅建替事業の施行により除却すべき市営住宅の除却前の最終の入居者が、法第 40 条第 1 項の規定により、当該建替事業により新たに整備される市営住宅に入居を希望するときは、その旨を市長に申し出なければならない。

2 前項の規定による入居の申出をした者は、第 11 条第 1 項各号に掲げる手続きをしなければならない。

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第 37 条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 14 条第 1 項、第 29 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 12 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第 38 条 市長は、法第 44 条第 3 項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 14 条第 1 項、第 29 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 12 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査)

第 39 条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、5 日前までに市長に届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第 40 条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を 3 月以上滞納したとき。
- (3) 当該市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (4) 正当な理由によらないで 15 日以上市営住宅を使用しないとき。
- (5) 第 12 条、第 13 条及び第 21 条から第 26 条までの規定に違反したとき。
- (6) 正当な理由によらないで第 53 条第 1 項の規定に基づく市営住宅の立入検査を拒んだとき。
- (7) 市営住宅の借上期間が満了するとき。
- (8) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）。

2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第 1 項第 1 号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年 5 分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下で、規則で定める額の損害賠償金を徴収することができる。

4 市長は、第 1 項第 2 号から第 5 号まで又は第 8 号の規定のいずれかに該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下で、規則で定める額の損害賠償金を徴収することができる。

5 市長は、市営住宅が第 1 項第 7 号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の 6 月前までに、当該入居者にその旨を通知しな

ければならない。

- 6 市長は、市営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該市営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をすることができる。

第3章 法第45条第1項の規定に基づく社会福祉事業等への活用

（使用許可）

第41条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

- 2 市長は、前項の許可に条件を付すことができる。

（使用手続）

第42条 社会福祉法人等は、前条の規定により市営住宅を使用しようとするときは、市長の定めるところにより、市営住宅の使用目的、使用期間その他当該市営住宅の使用に係る事項を記載した書面により使用の許可を申請しなければならない。

- 2 市長は、社会福祉法人等から前項の申請があった場合には、当該社会福祉法人等に対して、当該申請を許可する場合にあっては許可する旨と市営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあっては許可しない旨とその理由を通知する。

- 3 社会福祉法人等は、前項の規定により、市営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、市長の定める日までに市営住宅の使用を開始しなければならない。

（使用料）

第43条 前条第3項の規定により市営住宅の使用の許可を受けた社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

2 前項の社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による市長が定める額を超えてはならない。

(準用)

第 44 条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第 16 条、第 17 条、第 19 条から第 26 条まで、第 35 条及び第 39 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第 16 条中「第 11 条第 4 項の入居可能日」とあるのは「第 42 条第 2 項の使用開始可能日」と、「第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項」とあるのは「第 35 条第 1 項」と、「第 40 条第 1 項」とあるのは「第 47 条」と、第 17 条中「入居時」とあるのは「使用開始時」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第 45 条 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該市営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該市営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第 46 条 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、第 42 条第 1 項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

第 47 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

第 4 章 法第 45 条第 2 項の規定に基づく市営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）

(使用許可及び管理)

第 48 条 市長は、その区域内に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年法律第 52 号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第 6 条に規定する特

定優良賃貸住宅その他の特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により市営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該市営住宅をこれらの者に使用させることができる。

2 市長は、市営住宅を前項の規定に基づいて使用させる場合には、当該市営住宅を特定優良賃貸住宅法第18条第2項の国土交通省令で定める基準に従って管理するものとする。

(入居者資格)

第49条 前条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第6条の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。次号において「特定優良賃貸住宅法施行規則」という。）第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの

(2) 特定優良賃貸住宅法施行規則第7条各号に定める者

(家賃)

第50条 第48条の規定による使用に供される市営住宅の毎月の家賃は、第14条第1項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。

2 前項の入居者の収入については第15条の規定を準用する。この場合において、同条第1項ただし書中「第34条第1項」とあるのは、「第51条において準用する第34条第1項」と読み替えるものとする。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃については、第14条第3項の規定を準用する。この場合において、「第1項」とあるのは「第50条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第 51 条 第 48 条第 1 項の規定による市営住宅の使用については、同条第 2 項から前条までに定めるもののほか、第 4 条、第 5 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条から第 13 条まで、第 16 条から第 26 条まで、第 34 条から第 40 条まで及び第 53 条の規定を準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中「前 2 条」とあるのは「第 49 条」と、第 16 条第 1 項中「第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項」とあるのは「第 35 条第 1 項」と、第 34 条第 1 項中「第 14 条第 1 項、第 29 条第 1 項若しくは第 31 条第 1 項の規定による家賃の決定、第 18 条（第 29 条第 3 項又は第 31 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは敷金若しくは損害賠償金の減免若しくは徴収の猶予、第 30 条第 1 項の規定による明渡しの請求、第 32 条の規定によるあっせん等又は第 36 条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第 50 条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

第 5 章 駐車場の管理

（駐車場の管理）

第 51 条の 2 市営住宅の共同施設として整備された駐車場（以下「駐車場」という。）の管理は、この章に定めるところにより、行わなければならない。

（駐車場の名称等）

第 51 条の 3 駐車場の名称及び位置は、規則で定める。

（使用の許可）

第 51 条の 4 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。これを変更するときもまた同様とする。

2 市長は、前項の許可に条件を付することができる。

（使用することができる者の資格）

第 51 条の 5 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 市営住宅の入居者又は同居者であること。
- (2) 入居者又は同居者が、自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 第 40 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで及び第 8 号のいずれの場合にも該当し

ないこと。

(使用の申込み及び決定)

第 51 条の 6 前条各号に規定する要件を満たす者で、駐車場を使用しようとするものは、市長の定めるところにより、使用の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者の中から次条の規定により使用することができる者（以下「使用者」という。）を選考及び決定し、その旨を駐車場の使用可能日を付して当該使用者として決定した者に通知するものとする。

(使用者の選考)

第 51 条の 7 前条第 1 項の申込みをした者の数が、使用することができる駐車場の設置台数を超える場合には、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定するものとする。ただし、駐車場の申込者又はその同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が特に駐車場を使用させる必要があると認める者については、この限りでない。

(駐車場の使用料等)

第 51 条の 8 駐車場の毎月の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が定めるものとする。

2 市長は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(使用料の変更)

第 51 条の 9 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価等の変動に伴い、駐車場の使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 他の駐車場又は近傍同種の駐車場の使用料との均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 当該駐車場について改良を施したとき。

(使用の許可の取消し)

第 51 条の 10 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が、不正の行為により使用許可を受けたとき。
- (2) 使用者が、駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 使用者が、駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。
- (4) 使用者が、正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
- (5) 使用者が、第51条の5に規定する使用することができる者の資格を失ったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上特に必要があると認めるとき。

(準用)

第51条の11 駐車場の使用については、第51条の2から前条までに定めるもののほか、第16条、第22条から第26条まで及び第39条の規定を準用する。この場合において、第16条見出し中「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、同条第1項中「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、「第11条第4項の入居可能日から市営住宅」とあるのは「第51条の6第2項の使用可能日から駐車場」と、同条第2項中「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、同条第3項中「入居者」とあるのは「駐車場の使用者」と、「市営住宅に入居」とあるのは「駐車場を使用」と、「又は市営住宅」とあるのは「又は駐車場」と、「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、同条第4項中「入居者が第39条」とあるのは「駐車場の使用者が第51条の11で読み替える第39条」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、第22条中「入居者」とあるのは「駐車場の使用者」と、第23条中「入居者が市営住宅」とあるのは「駐車場の使用者が駐車場」と、第24条中「入居者は、市営住宅」とあるのは「駐車場の使用者は、駐車場」と、「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と、第25条中「入居者」とあるのは「駐車場の使用者」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「住宅以外」とあるのは「駐車場以外」と、第26条中「入居者」とあるのは「駐車場の使用者」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「増築」とあるのは「増設」と、第39条見出し中「住宅」とあるのは「駐車場」と、同条中「入居者は、市営住宅」とあるのは「駐車場の使用者は、駐車場」と読み替える。

第6章 補則

(指定管理者による管理)

第 51 条の 12 市長は、市営住宅及び共同施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市営住宅及び共同施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 51 条の 13 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市営住宅の入居者の募集並びに入居及び退去の手続に関する業務
- (2) 市営住宅及び共同施設の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が市営住宅及び共同施設の管理上必要と認める業務

(市営住宅管理人)

第 52 条 市長は、市営住宅管理人を置くことができる。

- 2 市営住宅管理人は、市長の指揮を受けて、市営住宅及び共同施設の修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。
- 3 前 2 項に規定するもののほか、市営住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(立入検査)

第 53 条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(資料提供の要求)

第 54 条 市長は、入居決定者若しくは同居親族又は入居者若しくは同居者が暴力団員に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは、その必要な

限度において、警察署その他関係機関に対し資料の提供を求めることができる。

(委任)

第 55 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の伊勢市営住宅管理条例（平成 9 年伊勢市条例第 13 号）、二見町町営住宅条例（平成 9 年二見町条例第 22 号）、小俣町町営住宅管理条例（平成 10 年小俣町条例第 10 号）又は御菌村村営住宅管理条例（平成 9 年御菌村条例第 18 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 18 年 7 月 31 日条例第 50 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日条例第 12 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日条例第 8 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 10 月 14 日条例第 18 号）

この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日条例第 14 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊勢市営住宅管理条例第 6 条第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた者については、同号の規定に該当するものとみなす。

附 則（平成 24 年 12 月 27 日条例第 36 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 25 日条例第 30 号）

この条例は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。

附 則（平成 26 年 7 月 14 日条例第 24 号）

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日条例第 6 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 25 日条例第 41 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 14 条第 1 項、第 15 条（第 50 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 29 条第 2 項の規定は、平成 30 年度以降の年度の市営住宅の毎月の家賃について適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 29 日条例第 17 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において伊勢市営住宅入居者選考委員会の委員である者の任期は、第 1 条の規定による改正前の伊勢市営住宅管理条例第 51 条の 14 第 5 項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（令和 6 年 3 月 31 日条例第 26 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に市営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込み

をした者に係る入居者の資格については、この条例による改正後の伊勢市営住宅管理条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○伊勢市営住宅管理条例施行規則

平成 17 年 11 月 1 日

規則第 140 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢市条例第 163 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 条例第 3 条に規定する市営住宅の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(入居者の募集期間)

第 3 条 市営住宅の入居者の募集は、毎年度定期募集（おおむね 6 月と 11 月の 2 回）のほか、新たに建設した場合（建替事業によるものを含む。）その他必要が生じた場合は、随時に行うものとし、その募集期間はその都度市長が定める。

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の規定により入居の申込みをしようとする者は、市営住宅入居申込書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 入居者及び同居を希望する者全員の住民票の写し
- (2) 入居者及び同居を希望する者で所得を有する者全員の所得を証明する書類
- (3) 納期の到来している市税を完納している証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(賃貸契約書)

第 5 条 条例第 11 条第 1 項第 1 号に規定する賃貸契約書は、市営住宅賃貸契約書（様式第 2 号）によるものとする。

2 前項の賃貸契約書には、入居者本人の印鑑証明書及び緊急連絡先届出書（様式第 3 号）を添付するものとする。

第 6 条 削除

(同居承認申請)

第 7 条 入居者は、条例第 12 条第 1 項の規定により同居承認の申請をするとき

は、市営住宅同居承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、同居を申請しようとする者との続柄を証明する書類を添付するものとする。

（同居者の異動届出）

第8条 入居者は、条例第12条第3項の規定により同居者の異動の届出をするときは、市営住宅同居者異動届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（入居の承継申請）

第9条 条例第13条第1項の規定により入居の承継の承認を受けようとする者は、市営住宅入居承継承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（収入の申告）

第10条 入居者は、条例第15条第1項の規定により収入の申告をするときは、毎年7月31日までに市営住宅入居者収入申告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 入居者は、条例第15条第4項の規定により意見を述べようとするときは、市営住宅入居者収入更正申出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（家賃又は敷金の減免及び徴収猶予）

第11条 入居者は、条例第18条の規定により市営住宅の家賃又は敷金の減免若しくは徴収猶予を受けようとするときは、市営住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（一時不在の承認申請）

第12条 入居者は、条例第23条の規定により一時不在の承認を受けようとするときは、市営住宅一時不在承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（一部用途併用の承認申請）

第13条 入居者は、条例第25条ただし書の規定により市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することの承認を受けようとするときは、市営住宅一部用途併用承

認申請書（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。

（模様替え及び増築の承認申請）

第 14 条 入居者は、条例第 26 条第 1 項ただし書の規定により市営住宅の模様替え又は増築の承認を受けようとするときは、市営住宅模様替（増築）承認申請書（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。

2 市営住宅の模様替え及び増築の承認基準は、次のとおりとする。

(1) 模様替え 市営住宅をき損しない程度の模様替えでやむを得ない事情があると認められるもの

(2) 増築 居室、浴室又は物置の増築で当該増築の床面積の合計が 10 平方メートル以内のもの

（収入超過者等の更正の申出）

第 15 条 入居者は、条例第 27 条第 1 項の規定による収入超過者又は同条第 2 項の規定による高額所得者の認定を受けた場合において、同条第 3 項の規定により意見を述べようとするときは、市営住宅収入超過者（高額所得者）収入更正申出書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

（明渡し期限延長の申出）

第 16 条 条例第 30 条第 1 項の規定により明渡しの請求を受けた者が、同条第 4 項の規定により、その市営住宅の明渡し期限の延長を申し出るときは、市営住宅明渡し期限延長申出書（様式第 14 号）を市長に提出しなければならない。

（明渡しの請求を受けた高額所得者から徴収することができる損害賠償金の額）

第 17 条 条例第 31 条第 2 項に規定する損害賠償金の額は、当該市営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額とする。

（新たに整備される市営住宅への入居の申出）

第 18 条 条例第 36 条第 1 項の規定により新たに整備される市営住宅への入居を希望する者は、建替市営住宅入居希望申出書（様式第 15 号）を市長に提出しなければならない。

（明渡しの届出）

第 19 条 入居者は、条例第 39 条の規定により市営住宅を明け渡そうとするとき

は、市営住宅返還届出書（様式第 16 号）を市長に提出しなければならない。

（明渡しの請求を受けた不正入居者等から徴収することができる損害賠償金等の額）

第 20 条 条例第 40 条第 3 項及び第 4 項に規定する損害賠償金の額は、当該市営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額とする。

（社会福祉事業等に使用する場合の許可申請）

第 21 条 社会福祉法人等は、条例第 42 条の規定により市営住宅を使用しようとするときは、市営住宅使用許可申請書（様式第 17 号）を市長に提出しなければならない。

（社会福祉事業等に使用する場合の使用料）

第 22 条 条例第 43 条に規定する使用料の額は、収入が公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）第 6 条第 5 項第 3 号に規定する額である入居者の家賃の額と同額とする。

（社会福祉事業等に使用する場合の準用）

第 23 条 社会福祉法人等が市営住宅を使用する場合の申請等については、第 12 条から第 14 条まで及び第 19 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは、「社会福祉法人等」と読み替えるものとする。

（社会福祉事業等の申請内容の変更の届出）

第 24 条 社会福祉法人等は、条例第 46 条に規定する使用許可の内容に変更が生じたときは、市営住宅使用許可変更報告書（様式第 18 号）により市長に報告しなければならない。

（みなし特定公共賃貸住宅として市営住宅を使用する場合の準用）

第 25 条 条例第 4 章の規定によりみなし特定公共賃貸住宅として市営住宅を使用する場合の申請等については、第 4 条から第 9 条まで、第 11 条から第 14 条まで及び第 18 条から第 20 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは、「市営住宅（みなし特定公共賃貸住宅）」と読み替えるものとする。

（駐車場の名称等）

第 26 条 条例第 51 条の 3 に規定する市営住宅の共同施設として整備された駐車場（以下「住宅駐車場」という。）の名称及び位置は、別表第 2 のとおりとする。

（対象自動車）

第 27 条 住宅駐車場に駐車することができる自動車は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 条に規定する 4 輪の普通自動車、小型自動車及び軽自動車とする。ただし、バス及び貨物の運送の用に供する普通自動車であつて、最大積載量が 2 トンを超えるものを除く。

（使用の申込み）

第 28 条 条例第 51 条の 6 第 1 項の規定により住宅駐車場を使用しようとする者は、市営住宅駐車場使用許可申請書（様式第 19 号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 使用に係る自動車の自動車検査証（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条の自動車検査証をいう。）の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（使用許可書の交付）

第 29 条 市長は、条例第 51 条の 7 の規定により住宅駐車場の使用者を決定したときは、当該使用者と決定した者（以下「駐車場使用者」という。）に市営住宅駐車場使用許可書（様式第 20 号）を交付するものとする。

（使用料）

第 30 条 条例第 51 条の 8 第 1 項に規定する住宅駐車場の使用料の額は、別表第 3 のとおりとする。

（変更の届出）

第 31 条 駐車場使用者は車両等の変更を生じた場合は、車両等変更届（様式第 21 号）を市長に提出しなければならない。

（保管場所の証明）

第 32 条 駐車場使用者が、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）第 4 条に規定する書面を必要とする場合は、市長に自動車保管場所使用承諾証明願（様式第 22 号）を提出し、市長の証明を受けなければならない。

(駐車場の返還)

第 33 条 駐車場使用者が住宅駐車場を返還しようとするときは、駐車場返還届(様式第 23 号)を市長に提出しなければならない。

(市営住宅管理人)

第 34 条 条例第 52 条第 1 項に規定する市営住宅管理人(以下「管理人」という。)は、市営住宅入居者のうちから委嘱する。

2 市長は、管理人が次の各号のいずれかに該当するときは、解任するものとする。

(1) 市営住宅を退去したとき。

(2) 疾病等のため職務の遂行に支障があると認められるとき。

(3) その他不相当と認めたとき。

3 管理人は、常に受持ち区域内の市営住宅及び共同施設の状況を調査し、並びに当該市営住宅の入居者の実情を把握するとともに、当該入居者が市長に提出する書類の調査整理の事務を行うものとする。

(身分証明)

第 35 条 条例第 53 条第 3 項に規定する身分を示す証票は、身分証明書(様式第 24 号)とする。

(補則)

第 36 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の伊勢市営住宅管理条例施行規則(平成 9 年伊勢市規則第 31 号)、二見町町営住宅条例施行規則(平成 10 年二見町規則第 5 号)、小俣町町営住宅管理条例施行規則(昭和 10 年小俣町規則第 3 号)又は御菌村村営住宅管理条例施行規則(平成 10 年御菌村規則第 1 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなさ

れたものとみなす。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 19 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 27 日規則第 51 号）

この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 20 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日規則第 17 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日規則第 13 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 30 日規則第 11 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 11 月 7 日規則第 43 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 11 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 14 日規則第 4 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 10 日規則第 11 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 26 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

3 この規則の施行の際現に伊勢市産業支援センター運営協議会規程及び伊勢市営住宅入居者選考委員会規程を廃止する訓令の規定による廃止前の伊勢市営住宅入居者選考委員会規程（平成 17 年伊勢市訓令第 38 号）第 4 条第 2 項の規定により

定められた伊勢市営住宅入居者選考委員会の委員長又は副委員長である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、第16条の規定による改正後の伊勢市営住宅管理条例施行規則第33条の2第1項の規定により、伊勢市営住宅入居者選考委員会の委員長又は副委員長として定められたものとみなす。

附 則（平成29年3月31日規則第33号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第12号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第29号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年8月30日規則第45号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に定める様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年8月31日規則第46号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に定める様式によるものとみなす。
- この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和3年10月29日規則第53号)

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規則第23号)

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現に効力を有する賃貸契約については、改正前の第6条第4項及び第5項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
- この規則の施行の際現にある改正前の様式第20号による市営住宅駐車場使用許可書は、改正後の様式第20号による市営住宅駐車場使用許可書とみなす。

附 則(令和6年3月31日規則第20号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

名称	建設年度	位置	構造	戸数
勢田団地	昭和30年	伊勢市勢田町773番地2	ブロック造 平屋建	12
桜が丘団地	昭和40年	〃 中村町桜が丘30番 地1	簡易耐火平 屋建	20
一之木団地	昭和41年	〃 一之木5丁目10番 17号	簡易耐火平 屋建	19
月見ヶ丘団地	昭和42年	〃 中村町302番地12	簡易耐火平 屋建	18

栗野団地	昭和 43 年	〃	栗野町 2045 番地	簡易耐火平 屋建	30
	昭和 44 年	〃		〃	21
	〃	〃		簡易耐火 2 階建	9
	昭和 45 年	〃		簡易耐火平 屋建	20
	〃	〃		簡易耐火 2 階建	9
中村団地	昭和 46 年	〃	中村町桜が丘 8 番 地	簡易耐火平 屋建	20
	〃	〃		簡易耐火 2 階建	10
	昭和 47 年	〃	中村町桜が丘 177 番地 1、中之町 45 番地	簡易耐火平 屋建	19
	〃	〃	中村町桜が丘 177 番地 1	中層耐火 4 階建	24
大湊団地	昭和 48 年	〃	大湊町 362 番地 1	簡易耐火 2 階建	22
	〃	〃		中層耐火 3 階建	24
西豊浜団地	昭和 49 年	〃	西豊浜町 5437 番 地・5440 番地	簡易耐火平 屋建	16
	〃	〃	西豊浜町 5439 番地	中層耐火 3 階建	18
	昭和 51 年	〃	西豊浜町 5437 番地	簡易耐火平 屋建	12

	〃	〃	西豊浜町 5439 番地	中層耐火 3 階建	18
	昭和 52 年	〃	西豊浜町 5437 番地	簡易耐火平 屋建	12
	〃	〃	西豊浜町 5439 番地	中層耐火 3 階建	18
	昭和 53 年	〃	西豊浜町 5437 番地	簡易耐火 2 階建	18
	昭和 54 年	〃	西豊浜町 5437 番 地・5439 番地	〃	18
やすらぎ団地	昭和 50 年	〃	旭町 444 番地	簡易耐火平 屋建	8
倭 A 団地	昭和 56 年	〃	倭町 40 番地	中層耐火 4 階建	24
倭 B 団地	昭和 57 年	〃	倭町 40 番地	〃	24
倭 C 団地	昭和 60 年	〃	倭町 40 番地 1	中層耐火 5 階建	30
倭隠岡団地	昭和 63 年	〃	倭町 19 番地 1	中層耐火 4 階建	16
高倉団地	平成元年	〃	二俣 2 丁目 5 番 28 号	中層耐火 3 階建	12
浦口団地	平成 5 年	〃	浦口 4 丁目 28 番 5 号	中層耐火 3 階建	12
	平成 6 年	〃	浦口 4 丁目 28 番 11 号	〃	21
竹ヶ鼻第 1 団 地	平成 7 年	〃	竹ヶ鼻町 98 番地 2	中層耐火 4 階建	20

	平成 8 年	〃	竹ヶ鼻町 99 番地 5	〃	8
旭団地	平成 9 年	〃	旭町 49 番地 1	中層耐火 4 階建	24
	平成 10 年	〃		中層耐火 3 階建	12
万所団地	平成 11 年	〃	辻久留 3 丁目 20 番 44 号	中層耐火 3 階建	24
宮中横団地	平成 13 年	〃	浦口 4 丁目 32 番 36 号	中層耐火 3 階建	9
	〃	〃	浦口 4 丁目 32 番 37 号	〃	9
二俣団地	平成 16 年	〃	二俣 3 丁目 10 番 18 号	中層耐火 4 階建	20
二俣団地	平成 18 年	〃	二俣 3 丁目 10 番 12 号	中層耐火 3 階建	18
竹ヶ鼻第 2 団 地	昭和 55 年	〃	神社港 470 番地 5	簡易耐火 2 階建	5
	昭和 58 年	〃		〃	5
一之木第 2 団 地	昭和 60 年	〃	一之木 4 丁目 2 番 33 号	中層耐火 3 階建	12
黒瀬第 1 団地	平成元年	〃	黒瀬町 1736 番地 1	簡易耐火 2 階建	8
黒瀬第 2 団地	昭和 51 年	〃	黒瀬町 1716 番地 1	簡易耐火 2 階建	5
黒瀬第 3 団地	昭和 60 年	〃	黒瀬町 1721 番地 1	簡易耐火 2 階建	8
朝熊第 1 団地	平成 3 年	〃	朝熊町 2659 番地 1	簡易耐火 2	10

			階建	
	平成 4 年	〃 朝熊町 2663 番地 1	〃	10
朝熊第 2 団地	昭和 52 年	〃 朝熊町 2602 番地 34 から 2602 番地 41 まで	簡易耐火平 屋建	16
朝熊第 3 団地	昭和 59 年	〃 朝熊町 2654 番地	簡易耐火 2 階建	10
御門団地	昭和 30 年	〃 二見町溝口 836 番 地 1	木造平屋建	4
西団地	昭和 37 年	〃 二見町西 138 番地 3	木造平屋建	3
今一色団地	昭和 38 年	〃 二見町今一色 176 番地 15	ブロック造 平屋建	8
五十鈴川団地	昭和 59 年	〃 二見町西 185 番地 48	簡易耐火 2 階建	16
横世古住宅	昭和 30 年	〃 小俣町元町 792 番 地	ブロック造 平屋建	12
下小俣住宅	昭和 41 年	〃 小俣町元町 99 番地	ブロック造 平屋建	12
北明野住宅	昭和 43 年	〃 小俣町明野 541 番 地 3	簡易耐火平 屋建	28
	昭和 44 年	〃	〃	14
相合住宅	昭和 46 年	〃 小俣町相合 965 番 地 1	簡易耐火 2 階建	18
リバーサイド せせらぎ	平成 13 年	〃 小俣町宮前 31 番地 2	高層耐火 6 階建	41
高向団地	昭和 62 年	〃 御菌町高向 1318 番 地	簡易耐火 2 階建	10

別表第2（第26条関係）

名称	位置	駐車区画
竹ヶ鼻第1団地駐車場	伊勢市竹ヶ鼻町98番地2	28区画
	伊勢市竹ヶ鼻町99番地5	
竹ヶ鼻第2団地駐車場	伊勢市神社港470番地5	10区画
浦口団地駐車場	伊勢市浦口4丁目28番5号	33区画
	伊勢市浦口4丁目28番11号	
中村団地駐車場	伊勢市中村町桜が丘177番地1	32区画
栗野団地駐車場	伊勢市栗野町2045番地	51区画
月見ヶ丘団地駐車場	伊勢市中村町302番地12	16区画
旭団地駐車場	伊勢市旭町49番地1	36区画
万所団地駐車場	伊勢市辻久留3丁目20番44号	24区画
宮中横団地駐車場	伊勢市浦口4丁目32番36号	18区画
	伊勢市浦口4丁目32番37号	
倭A団地駐車場	伊勢市倭町40番地	78区画
倭B団地駐車場	伊勢市倭町40番地	
倭C団地駐車場	伊勢市倭町40番地1	
倭隠岡団地駐車場	伊勢市倭町19番地1	16区画
二俣団地駐車場	伊勢市二俣3丁目10番18号	38区画
五十鈴川団地駐車場	伊勢市二見町西185番地48	22区画
リバーサイドせせらぎ 駐車場	伊勢市小俣町宮前31番地2	24区画
朝熊第1団地駐車場	伊勢市朝熊町2659番地1	10区画
	伊勢市朝熊町2663番地1	10区画
朝熊第3団地駐車場	伊勢市朝熊町2657番地1	10区画
黒瀬第1団地駐車場	伊勢市黒瀬町1717番地1	8区画
黒瀬第2団地駐車場	伊勢市黒瀬町1716番地1	5区画

黒瀬第3団地駐車場	伊勢市黒瀬町 1717 番地 1	8 区画
高向団地駐車場	伊勢市御菌町高向 1318 番地	10 区画
高倉団地駐車場	伊勢市二俣 2 丁目 5 番 28 号	12 区画
西豊浜団地駐車場	伊勢市西豊浜町 5437 番地	148 区画
	伊勢市西豊浜町 5439 番地	
	伊勢市西豊浜町 5440 番地	
一之木団地駐車場	伊勢市一之木 5 丁目 824 番 3 号	14 区画
大湊団地駐車場	伊勢市大湊町 362 番地 1	63 区画

別表第3（第30条関係）

名称	月額使用料	備考
竹ヶ鼻第1団地駐車場	2,500 円	28 台
竹ヶ鼻第2団地駐車場	1,000 円	10 台
浦口団地駐車場	2,500 円	33 台
中村団地駐車場	1,500 円	32 台
栗野団地駐車場	1,000 円	51 台
月見ヶ丘団地駐車場	1,500 円	16 台
旭団地駐車場	2,500 円	36 台
万所団地駐車場	2,500 円	24 台
宮中横団地駐車場	2,500 円	18 台
倭 A 団地駐車場	2,500 円	78 台
倭 B 団地駐車場	2,500 円	
倭 C 団地駐車場	2,500 円	
倭隠岡団地駐車場	2,500 円	16 台
二俣団地駐車場	2,500 円	38 台
五十鈴川団地駐車場	1,500 円	22 台
リバーサイドせせらぎ駐車場	2,000 円	24 台
朝熊第1団地駐車場	1,000 円	20 台

朝熊第 3 団地駐車場	1,000 円	10 台
黒瀬第 1 団地駐車場	1,000 円	8 台
黒瀬第 2 団地駐車場	1,000 円	5 台
黒瀬第 3 団地駐車場	1,000 円	8 台
高向団地駐車場	1,500 円	10 台
高倉団地駐車場	2,500 円	12 台
西豊浜団地駐車場	1,000 円	148 台
一之木団地駐車場	1,500 円	14 台
大湊団地駐車場	1,000 円	63 台

様式第1号（第4条関係）

※受付年月日	※受付番号	※受付

伊勢市営住宅入居申込書

※一般 裁量 生活保護

現住所	ふりがな	
連絡先	申込者氏名	
	生年月日	年 月 日生

申込者世帯	ふりがな氏名	続柄	生年月日(満年齢)	職業・勤務先	※控除対象	※入居資格判定			
						区別	要件		
		本人	・ ・生(歳)	TEL() —	給与等・扶養特扶・老人寡婦・ひとり親一障・特障	入居資格	在住	在勤	
			・ ・生(歳)	TEL() —	給与等・扶養特扶・老人寡婦・ひとり親一障・特障	年収額	円		
			・ ・生(歳)	TEL() —	給与等・扶養特扶・老人寡婦・ひとり親一障・特障	年所得額	円		
			・ ・生(歳)	TEL() —	給与等・扶養特扶・老人寡婦・ひとり親一障・特障	年控除額	円		
			・ ・生(歳)	TEL() —	給与等・扶養特扶・老人寡婦・ひとり親一障・特障	控除後金額	円		
						収入基準額	円		
						控除金額内訳	人数	金額	
							給与所得等	人	円
							同居親族	人	円
							別居親族	人	円
							特定扶養	人	円
							老人扶養	人	円
							寡婦	人	円
						ひとり親	人	円	
						一般障害	人	円	
						特別障害	人	円	
						合計	人	円	

1 現在入居している住居の状況(該当事項に○印を付け、空欄に記入してください。)

住宅の種類	規模構造	室数及び畳数	家賃
① 自家	木造	畳 室	
② 借家	鉄筋	畳 室	
③ 間借		畳 室	
④ 同居		畳 室	
⑤ その他	鉄骨	畳 室	

2 申込み理由(該当事項に○印を付け、その内容を記入してください。)

①家賃が高い	内 容 (困っている理由を具体的に記入してください。)
②せまい	
③遠距離通勤	
④立退要求	
⑤世帯分離	
⑥婚約しているが住宅がない	
⑦その他	

3 希望される団地名を記入してください。

◇希望団地名 () 団地

◇部屋数について ()

申込者の現住所の見取り図

北

↑

上記のとおり相違ありませんので、市営住宅に入居申込みをいたします。なお、調査の結果、申込資格に該当しないとき、申込書及び添付書類に偽りがあるとき、又は入居申込者若しくは同居させようとする者が暴力団員であるときは、申込みの無効処分及び当選の失格処分を受けてもなんら異議のないことを誓約します。また、入居資格審査を行うに当たり、入居申込者若しくは同居させようとする者が暴力団員であるか否かを警察本部に照会することに同意します。

年 月 日

(宛先) 伊勢市長

申込者 (印)

- 注意事項
- 1 インク又はボールペンで太枠の欄に明確に記入してください。
 - 2 実態調査の結果、この申込書及び添付書類の記載に偽りがある場合、当選しても入居することができません。
 - 3 申込みには、申込み本人又は本人の事情を十分に説明できる方がお越しく下さい。
 - 4 ※印には記入しないでください。

様式第2号（第5条関係）

伊勢市営住宅賃貸契約書

市営住宅賃貸につき、賃貸人伊勢市を甲とし、賃借人_____を乙として、以下の条項により賃貸契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、伊勢市営住宅管理条例（平成17年伊勢市条例第163号。以下「条例」という。）及び伊勢市営住宅管理条例施行規則（平成17年伊勢市規則第140号）の規定に基づき、次に掲げる市営住宅（以下「本物件」という。）を乙に賃貸するものとする。

所在地：

名称：

構造：

床面積： m²

附帯設備：

（賃貸契約期間）

第2条 賃貸契約期間は、契約の日から起算して5年間とする。

2 賃貸契約期間を延長しようとするときは、賃貸契約期間満了の前日1月までに所定の様式で賃貸契約期間の延長の申出を行わなければならない。

（使用目的）

第3条 乙は、居住のみを目的として本物件を使用しなければならない。

（家賃）

第4条 家賃は、1月金_____円とする。ただし、次年度以降の家賃については、条例第14条第1項、第29条第1項及び第31条第1項の規定により算出した額とする。

2 乙は、前項に定める家賃を毎月月末までに甲が発行する納入通知書により甲に納入するものとする。

3 乙が月の途中から使用する場合又は月の途中まで使用した場合においては、その月の家賃は日割計算による。

4 乙は、家賃算出の資料として、条例第15条に規定する収入申告を毎年甲に提出しなければならない。

（敷金）

第5条 乙は、この契約と同時に前条に定める家賃の3月分を敷金として甲に納入しなければならない。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって本契約から生じる債務の弁済に充てることを請求することはできない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく敷金の全額を乙に返還しなければならない。ただし、本物件の明渡し時に、家賃の滞納、第15条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合は、甲は、敷金から当該債務の額を差し引いた額を返還するものとする。

4 前項ただし書の場合は、甲は、敷金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

5 敷金には利子を付けない。

（入居者の費用負担義務）

第6条 乙は、次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

(3) 共同施設並びにエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用、維持及び運営に要する費用

(4) 量表の取替え、ふすまの張り替え、各戸内の給水栓、点滅器等の取替え、破損ガラスの取替えその他軽微な修繕に要する費用

(5) 附帯設備の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(6) 乙の責めに帰すべき事由によって生じた修繕に要する費用
(入居者の保管義務)

第7条 乙は、市営住宅又は共同施設の使用については必要な注意を払い、これを正常な状態で維持するとともに、自己の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は毀損したときは、原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第8条 乙は甲に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(3) 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。

ア 甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第9条 乙は、本物件の全部又は一部につき賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、甲の承認を得ることなく本物件の増築又は模様替え若しくは本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。

4 乙は、本物件の使用に当たり、別表第2に掲げる行為を行う場合には、甲の承認を受けなければならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用については、乙の責めに帰すべき事由により必要となったものは乙が負担し、その他のものは甲が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、本物件内に修繕を要する箇所を発見したときは、甲にその旨を通知し、修繕の必要について協議するものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

(1) 第4条第2項に規定する家賃支払義務

(2) 前条第1項後段に規定する乙の費用負担義務

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

(1) 第3条に規定する本物件の使用目的遵守義務

(2) 第9条各項に規定する義務（同条第3項に規定する義務のうち、別表第1第6号から第8号までに掲げる行為に係るものを除く。）

(3) その他本契約書に規定する乙の義務

3 乙が次のいずれかに該当した場合は、甲は、催告を要することなく本契約を解除することができる。

(1) 第8条各号の規定に反する事実が判明した場合

(2) 契約締結後に自らが反社会的勢力に該当した場合

4 甲は、乙が第9条第1項に規定する義務に違反した場合又は別表第1第6号から第8号までに掲げる行為を行った場合は、催告を要することなく本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第 12 条 乙は、甲に対して、5 日前までに解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

(契約の終了)

第 13 条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合、これによって終了する。

(明渡し及び検査)

第 14 条 乙は、本契約が終了する日までに（第 11 条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに）本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、本物件を明け渡そうとするときは、5 日前までに甲に届け出て検査を受けなければならない。

(明渡し時の原状回復)

第 15 条 乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年変化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 乙は、本物件を模様替えし、又は増築したときは、乙の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(立入り)

第 16 条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て本物件内に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、立入り後にその旨を乙に通知しなければならない。

(協議)

第 17 条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

別表第1（第9条関係）

(1) 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
(2) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
(3) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
(4) 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
(5) 動物（全種類）を飼育すること。
(6) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
(7) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
(8) 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
(9) 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
(10) 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。

別表第2（第9条関係）

(1) 新たな同居人を追加（出生又は婚姻によるものを除く。）すること。
(2) 引き続き15日以上本物件を使用しないこと。

記名押印欄

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について上記のとおり賃貸契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々その1通を保有する。

年 月 日

貸主（甲） 住所 伊勢市岩淵1丁目7番29号

氏名 伊勢市

伊勢市長

印

借主（乙） 住所

氏名

印

様式第3号（第5条関係）

緊急連絡先届出書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住 所
届出人
氏 名

伊勢市営住宅賃貸契約に関して、伊勢市営住宅管理条例施行規則第5条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

緊急連絡先	住 所			
	氏 名			
	電話番号			
	入居者との関係		勤務先及び職業	

※入居者の安否確認（不在、病気、事故、死亡等）、災害（火災、台風、水害等）及び緊急修繕（漏水、漏電、ガス漏れ等）の際に入居者又は同居者と連絡が取れない場合は、緊急連絡先に連絡をすることがあります。

【事務処理欄（緊急連絡先確認）】

確認日		確認者		確認方法	書面送付 電話 その他（ ）
-----	--	-----	--	------	----------------------

様式第4号(第7条関係)

市営住宅同居承認申請書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

市営住宅 団地 棟 号室
入居者
電話番号

下記の者を同居させたいので申請します。
なお、住宅の明渡しの場合は、同居者も同時に退去することを誓約します。

記

(ふりがな) 同居させよう とする者の氏名	入居者との 続柄	生年月日	現住所	職業又は 勤務先	月収
申請の理由				現世帯人員	
				人	

- 備考 1 入居者との続柄等を証明する書類(住民票の写し、戸籍に関する全部事項証明書、戸籍謄本等)を添付すること。
2 同居する者の収入を証明する書類(所得証明書又は源泉徴収票)を添付すること。
3 同居する者の収入の把握のため、その他必要な書類を求める場合があります。

入居資格審査を行うに当たり、暴力団員であるか否かを警察本部に照会することに同意します。

同居予定者
同居予定者

同居予定者
同居予定者

様式第5号(第8条関係)

市営住宅同居者異動届出書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

市営住宅 団地 棟 号室
入居者
電話番号

下記のとおり異動が生じたので、届出をします。

記

異動が生じた者の氏名	入居者との続柄	生年月日	職業又は勤務先	月収	入退居別
異動の理由	1 出生 2 結婚 3 離婚 4 死亡 5 その他()				
異動年月日	年 月 日				

- 備考 1 入居者との続柄等を証明する書類(住民票の写し、戸籍に関する全部事項証明書、戸籍謄本等)を添付すること。
2 死亡等の事実を証明する書類(戸籍に関する全部事項証明書又は戸籍謄本)を添付すること。

様式第6号(第9条関係)

市営住宅入居承継承認申請書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

市営住宅 団地 棟 号室
入居者 ⑩
電話番号

下記の理由により、入居の継承をしたいので申請します。

なお、承認されたときは、旧入居者の家賃、費用負担義務額等の債務を引き受けることを誓約します。また、入居資格審査を行うに当たり、承継申請者若しくは引き続き同居しようとする者が暴力団員であるか否かを警察本部に照会することに同意します。

記

旧入居者	氏 名		入居年月日	
			年 月 日	
申請者	氏名及び旧入居者との続柄		同居年月日	
			年 月 日	
継承の理由	1 死亡 2 退去 3 その他()		継承理由発生年月日	
			年 月 日	
引き続き入居しようとする者の氏名	申請者との続柄	生年月日(年齢)	職業又は勤務先	年 収
	本人			円
				円
				円
				円
				円
計 名				円

備考 1 死亡又は退去の事実を証明する書類(住民票の写し、戸籍に関する全部事項証明書、戸籍謄本等)を添付すること。

2 現入居者と申請者との続柄を証明する書類(住民票の写し、戸籍に関する全部事項証明書、戸籍謄本等)を添付すること。

市営住宅入居者収入申告書兼調査同意書

住 宅 名	市営住宅	団地	号室
入居名義人氏名	㊟		
電 話 番 号			

伊勢市営住宅管理条例第15条第1項の規定により、私及び同居者の所得を申告します。また、家賃算定に当たり、所得情報等の調査を行うことに同意します。

区分	続柄	(ふりがな) 氏 名	生年月日	勤務先	年間収入額	調査に 同意します。
A	本人		年 月 日生	電話	円	印
B			年 月 日生	電話	円	印
C			年 月 日生	電話	円	印
D			年 月 日生	電話	円	印
E			年 月 日生	電話	円	印
F			年 月 日生	電話	円	印

※この枠内には、記入しないでください。

	区分	年間収入額	年間所得額
世帯 総 収 入 額	A	円	円
	B	円	円
	C	円	円
	D	円	円
	E	円	円
	F	円	円
	計	円	a 円

○ 家賃月額	円
○ 親族数 人 × 円 =	円…①
(含別居扶養)	
○ 特別控除額	円…②
(内訳)	
給与所得等を有する者 人	円
老人扶養 人 円	特定扶養 人 円
特別障害 人 円	一般障害 人 円
寡 婦 人 円	ひとり親 人 円
計(①+②)	円…b

◎収入月額 = (a - b) × 1 / 12 = _____ 円

備 考 欄 _____

収入申告書②

1 給与支給証明欄

(年1月2日から 年7月1日までに就職又は転職をされた方)

氏名	生年月日	採用年月日
	年 月 日生	年 月 日

区分	年	8月	9月	10月	11月	12月	年	2月	3月	4月	5月	6月	合計
	7月	円	円	円	円	円	1月	円	円	円	円	円	
本給													
給													
与													
等													
合計													

※ 上記の欄には、 年1月2日から 年7月1日までの間で、採用があった月から 年6月までの給与支給分を区分別（本給、賞与、諸手当等）に記入すること。

この者は、当所に勤務し、上記のとおり給与等を支給したことを証明する。

年 月 日

所在地

勤務先名称

代表者氏名



電話番号

2 退職証明欄

(年1月1日から 年7月1日までに退職をされて再就職されていない方)

氏名	生年月日	退職年月日
	年 月 日生	年 月 日

この者は、 年 月 日付けで当社を退職したことを証明する。

年 月 日

所在地

勤務先名称

代表者氏名



電話番号

様式第8号(第10条関係)

市営住宅入居者収入更正申出書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

市営住宅 団地 棟 号室
入居者
電話番号

私は、年 月 日、伊勢市営住宅管理条例第15条第3項の規定により、収入の額の認定及び家賃の額の決定の通知を受けましたが、下記の理由によりその認定を更正されたく申出をします。

記

収 入 認 定 額	円
家 賃 決 定 額	月額 円

これに対する意見 (更正を必要とする理由)	
--------------------------	--

- 備考 1 更正をしなければならないことを明らかにする関係書類又は更正の判断の参考となる書類を添付すること。
- 2 この申出は、収入認定通知書を受け取った日から60日以内に行うこと。

様式第9号(第11条関係)

市営住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)申請書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

市営住宅 団地 棟 号室
 入居者
 電話番号

私は、下記のとおり生活困窮の状況にありますので、家賃の減免徴収猶予を申請します。

記

現行額	敷金		家賃月額			
	円		円			
減免又は徴収猶予の希望期間			年 月 日から		年 月 日まで	
世帯員の状況	氏名	続柄	年齢	月収	職業	適用
				円		
				円		
				円		
				円		
生計の状況	収入の部		支出の部			
	項目	金額	項目	金額		
		円		円		
		円		円		
		円		円		
申請の理由						

- 備考 1 住民票の写しを添付すること。
 2 生活困窮の状況にあることを証明する書類(退職証明書、給与支払証明書)を添付すること。

様式第10号(第12条関係)

市営住宅一時不在承認申請書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

市営住宅 団地 棟 号室
入居者
電話番号

年 月 日から 年 月 日までの間、下記の理由により市営住宅を一時使用しないので承認の申請をします。

記

1 不在にする理由			
(1) 病 気		(3) その他(具体的に記入してください。)	
(2) 短期出張		()	
2 不在中の連絡先			
住 所		電 話 番 号	
勤 務 先 等			
3 不在中の住宅管理者(私の不在中は私に代わって住宅を管理いたします。)			
住 所		電 話 番 号	
氏 名		入居者との 続 柄	

備考 理由を証する書類(医師の診断書、辞令等)を添付すること。

様式第11号(第13条関係)

市営住宅一部用途併用承認申請書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

市営住宅 団地 棟 号室
入居者
電話番号

下記のとおり、上記市営住宅を住宅以外の用途に一部併用して使用したいので申請します。

記

一部併用して使用を希望する目的又は理由	
一部併用して使用したい期間	1 年 月 日から 年 月 日まで 2 年 月 日から 明け渡し時まで

備考 一部用途併用が、市営住宅の模様替え(増築)に及ぶ場合については、市営住宅模様替(増築)承認申請書(様式第12号)を併せて提出すること。

様式第12号(第14条関係)

市営住宅模様替(増築)承認申請書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

市営住宅 団地 棟 号室
入居者
電話番号

下記のとおり、模様替え増築をしたいと思いますので、申請します。

記

1 模様替え(増築)の概要

模様替え(増築)の内容	
目的又は理由	
工事期間	承認の日から約 日間
使用期間	

2 次の事項を固く守り、後日異議を申しません。

- (1) 模様替え(増築)について、指示があった場合は、自費で即時に無条件で撤去し、原状に復します。
- (2) 住宅の明渡しの際は、自費で原状回復又は撤去を行います。

備考 模様替え(増築)の仕様図面等を添付すること。

様式第13号(第15条関係)

市営住宅収入超過者(高額所得者)収入更正申出書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

市営住宅 団地 棟 号室
入居者
電話番号

私は、 年 月 日、伊勢市営住宅管理条例 第27条第1項 第27条第2項 の規定により、

収入超過者 高額所得者 としての認定及び家賃の額の決定の通知を受けましたが、下記の理由によりその認定を更正されたく申出をします。

記

収入認定額	円
家賃決定額	月額 円

これに対する意見 (更正を必要とする理由)	
--------------------------	--

備考 更正をしなければならないことを明らかにする関係書類又は更正の判断の参考となる書類を添付すること。

様式第14号(第16条関係)

市営住宅明渡し期限延長申出書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

市営住宅 団地 棟 号室
入居者
電話番号

私は、年 月 日、伊勢市営住宅管理条例第30条第1項の規定により、市営住宅の明渡しの請求を受けましたが、下記の理由により、期日までには市営住宅を明け渡すことができないため、その期限を延長されたく申出をします。

記

明渡し期限	年 月 日
明渡し延長期限	年 月 日から 年 月 日まで延長を希望
明渡し期限までに明渡しが行えない理由	<p>1 入居者又は同居者が病気にかかっているため 2 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたため 3 入居者又は同居者が1年以内に定年で退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるため 4 その他、上記1から3までに準ずる特別の事情があるとき</p> <p>(その事情等を具体的に記入してください)</p>

備考 1 「明渡し期限までに明渡しが行えない理由」の欄は、該当するものの数字を○で囲むこと。

2 明渡し期限までに明渡しが行えない理由を明らかにする書類を添付すること。

様式第15号(第18条関係)

建替市営住宅入居希望申出書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

市営住宅 団地 棟 号室
入居者
電話番号

私は、新たに整備される市営住宅に入居を希望するため、伊勢市営住宅管理条例第36条第1項の規定により、申出をします。

なお、入居の決定の後には、伊勢市営住宅管理条例及び伊勢市営住宅管理条例施行規則に定める所定の手続を行います。

記

新たに整備される住宅の住所及び名称	伊勢市 丁目 番 号			
	市営住宅 団地			
入居しようとする者の氏名	入居者との続柄	性別	生年月日	職業

様式第16号(第19条関係)

市 営 住 宅 返 還 届 出 書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

市営住宅 団地 棟 号室
 入居者
 電話番号

下記のとおり市営住宅を返還したいので届出をします。

記

返 還 年 月 日		入居年月日	年 月 日
		入居期間	年 箇月
返 還 理 由			
転 居 先	〒 電話番号		
勤 務 先	所在地 電話番号 名 称		
送 金 先 (敷 金)	金融機関名 口座番号	〔入居者本人名義の口座を記入 してください。〕	
模様替等承認を受けた設置物の処理	設置物(有・無)	〔入居者の責任において撤去 し、原状に復してください。〕	
家賃等の収入状況	家賃等滞納(有・無) 未納家賃支払方法		

- 備考 1 市営住宅を明け渡そうとするときは、退去日の5日前までに提出すること。
 2 敷金の送金先口座が家族等入居者以外の名義の場合は委任状を添付すること。
 3 歳入歳出外現金還付請求書を添付すること。

※以下は記入しないでください

受付印(出先等)	敷金	納 入	年 月 日	受付 番号		
		金 額	円		区分	月 額
	修 繕 費		円	家賃	円	円
	未 納 家 賃		円	計	円	円
	返 還 額		円			
受付印(本課等)	カ ー ド No.	KEYコード		入居者 コード		
		整理番号	入居 年号	年 月 日 年 月 日	敷金受 入決裁 コード	

様式第17号(第21条関係)

受付番号	受付月日

市営住宅使用許可申請書

希望する市営住宅名

年 月 日

(宛先)伊勢市長

社会福祉法人
等の名称

所在地

代表者職氏名

電話番号

市営住宅を社会福祉事業等に活用したいので、伊勢市営住宅管理条例第42条第1項の規定に基づきその使用許可を申請します。

なお、使用許可の後には当該市営住宅の入居者との協調を図り、伊勢市営住宅管理条例及び伊勢市営住宅管理条例施行規則を厳守することを誓います。

社会福祉法人等の名称		代表者の職・氏名	
社会福祉法人等の所在地		電話番号	
市営住宅で実施する事業(目的)			
市営住宅の使用の期間(希望する期間を記入してください。)	年 月 日から 年 月 日まで		
使用者の人数(使用者等の総数を記入してください。)	計 人		
市営住宅を現に使用する者から徴収する家賃相当額及びその合計額	1 現に使用する者から徴収する家賃相当額(月額)	最高額 最低額	円 円
	2 現に使用する者から徴収する家賃相当額の合計額(月額)		円

備考 1 地方公共団体以外の社会福祉法人等にあつては、定款及び登記事項証明書をそれぞれ添付すること。

2 その他必要な書類を添付すること。

様式第18号(第24条関係)

市営住宅使用許可変更報告書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

社会福祉法人
等の名称

所在地

代表者職氏名

電話番号

年 月 日、使用許可の決定のあった市営住宅の使用について、当初の申請内容に下記のとおり変更が生じたので、伊勢市営住宅管理条例第46条の規定により報告します。

記

1 変更を生じた事項

変更の内容	変更前	変更後

2 変更の理由

3 変更年月日 年 月 日

4 変更予定期限 (1) 年 月 日から 年 月 日まで
(2) 年 月 日 撤去時まで

様式第19号(第28条関係)

年 月 日

(宛先)伊勢市長

市 営 _____ 団地 第 _____ 号

(入居名義人)

氏 名 _____

電話番号 _____

市営住宅駐車場使用許可申請書

下記のとおり駐車場を使用したいので申請します。

記

駐 車 場 の 名 称						
使 用 料	月 額		円			
自 動 車 所 有 名 義 人						
入 居 名 義 人 と 所 有 名 義 人 と の 続 柄						
自 動 車	車 種	普通・小型・軽自	長 さ	m	幅	m
	車 名		登 録 番 号			

※添付書類：自動車検査証の写し

[事務処理欄]

受付年月日	受付番号	区画番号	備 考

様式第20号（第29条関係）

第 号
年 月 日

団地 号室
様

伊勢市長



市営住宅駐車場使用許可書

次のとおり駐車場の使用を許可します。

自動車の使用者		入居者との続柄	
使用する区画	団地駐車場		
申請日	年 月 日		
使用開始日	年 月 日		
駐車する自動車	車名		登録番号
駐車場使用料	月額 円		
使用許可条件	(別紙) 使用許可条件を遵守すること。		

様式第21号(第31条関係)

年 月 日

(宛先)伊勢市長

市 営 _____ 団地 第 _____ 号

(入居名義人)

氏 名 _____

電話番号 _____

車 両 等 変 更 届

下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
自 動 車 名 義 人		
車 種		
車 名		
登 録 番 号		
変 更 事 由		

添付書類：変更後の自動車の自動車検査証の写し
旧車両の処分方法を証する書類

様式第22号(第32条関係)

年 月 日

(宛先)伊勢市長

市 営 _____ 団地 第 _____ 号

(入居名義人)

氏 名 _____

電話番号 _____

自動車保管場所使用承諾証明願

自動車保管場所使用承諾証明書が必要となりましたので、下記の事項について証明願います。

記

配置図

保管場所の所在	伊勢市					
保管場所の位置	駐車場 区画番号 番					
自動車の使用者				入居名義人と使用者との続柄		
自動車所有名義人						
自動車	車種	普通・小型・軽自	長さ	m	幅	m
	車名			登録番号		

様式第23号(第33条関係)

年 月 日

(宛先)伊勢市長

市 営 _____ 団地 第 _____ 号

(入居名義人)

氏 名 _____

電話番号 _____

駐 車 場 返 還 届

下記のとおり駐車を返還しますので届け出ます。

記

駐 車 場 の 名 称						
駐 車 場 の 区 画		番				
返 還 日		年 月 日				
返 還 理 由		(1) 市営住宅を退去するため (2) その他 理由 _____ _____				
自 動 車	車 種	普通・小型・軽自	長 さ	m	幅	m
	車 名		登 録 番 号			

様式第24号(第35条関係)

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
職 氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、伊勢市営住宅管理条例第53条の規定に基づく検査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
伊勢市長	印

8.5cm

6.0cm

(裏)

伊勢市営住宅管理条例抜粋

(立入検査)

第53条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

○伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例

平成 17 年 11 月 1 日

条例第 165 号

(目的)

第 1 条 この条例は、住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号。以下「法」という。）に基づく小集落地区改良事業（以下「改良事業」という。）により小集落改良地区（以下「改良地区」という。）に設置する小集落改良住宅（以下「改良住宅」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 改良事業 市が法により国の補助を受けて行う改良住宅の整備及び改良住宅の建設に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。
- (2) 改良地区 市が事業計画により定める土地の区域をいう。
- (3) 不良住宅 法第 2 条第 4 項に規定する不良住宅をいう。
- (4) 改良住宅 市が法により国の補助を受け、又は市費をもって建設し、法により指定を受けた地域の住民に賃貸するための住宅及びその附帯施設をいう。
- (5) 公共施設 法第 2 条第 8 項及び住宅地区改良法施行令（昭和 35 年政令第 128 号）第 3 条に規定する道路、緑地、水道その他公共の用に供する施設をいう。

(入居者の資格等)

第 3 条 改良住宅へ入居することができる者は、市長の指定する日から引き続き改良事業の対象地区に居住し、当該事業の施行によりその居住する住宅を失い、住宅に困窮すると認められる者で、改良住宅に入居を希望するものとする。ただし、その者又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の場合は、この限りでない。

2 市長は、改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は入居しなくなった場合

は、その戸数に相当する者を、当該事業の属する地区内に居住し、かつ、住宅に困窮すると認められる者のうちから選定し、当該改良住宅に入居させることができる。

(入居の申込み)

第4条 前条に規定する入居資格のある者で入居を希望するものは、市長に入居の申込みをし、その許可を受けなければならない。

(入居者の選考)

第5条 市長は、前条の規定により入居の申込みを受理したときは、入居の申込みをした者に対し、入居の可否を決定するものとする。

2 入居の申込みをした者の数が入居させるべき改良住宅の戸数を超える場合には、抽選その他公正な方法により入居者を選定するものとする。

(入居の手続)

第6条 改良住宅の入居を許可された者は、許可のあった日から10日以内に次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) 賃貸契約書を提出すること。

(2) 第12条の規定により敷金を納付すること。

2 やむを得ない事情により前項に規定する期間内に入居の手続を行うことができないと市長が認めるときは、その期間を延長することができる。

(入居決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居許可を取り消すことができる。

(1) 前条の規定による手続をしないとき。

(2) 入居の指定をした日から10日以内に入居しないとき。

(入居の承継)

第8条 改良住宅の入居者が死亡し、又はその同居の親族を残して退去した場合には、当該同居の親族が引き続き当該改良住宅に入居しようとするときは、入居承継について市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認を受けようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認

をしてはならない。

(同居の承認)

第9条 入居者は、市長の承認を受けなければ、入居者以外の者を同居させることはできない。

2 市長は、前項の同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(家賃の決定)

第10条 改良住宅の家賃は、法第29条に規定する算出方法により算出した額の範囲内において市長が定める。

(家賃の納付期)

第11条 家賃は、月額とし、第6条に規定する手続が完了した日から改良住宅を明け渡した日(明渡しの請求があったときは、明渡しの請求のあった日)まで徴収する。ただし、第6条第1項に規定する期間の経過後に入居手続を完了した場合においては、当該期間の終日から徴収する。

2 新たに改良住宅に入居した場合又は改良住宅を明け渡した場合において、その月の入居の期間が1か月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。

3 家賃は、市長が発行する納入通知書により毎月末日までにその月分を納入しなければならない。ただし、当該期日が日曜日又は休日に当たるときは、繰り下げるものとする。

4 入居者が伊勢市営住宅管理条例(平成17年伊勢市条例第163号。以下「市営住宅管理条例」という。)第39条に規定する手続を経ないで改良住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず市長が明渡しの日を認定し、その日まで家賃を徴収する。

(敷金)

第12条 市長は、改良住宅の入居者から3箇月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

2 敷金には、利子を付けない。

(伊勢市営住宅管理条例の準用)

第 13 条 法第 29 条の規定により、改良住宅を公営住宅法に規定する公営住宅とみなし市営住宅管理条例第 17 条第 2 項、第 19 条から第 26 条まで、第 39 条、第 40 条及び第 52 条から第 55 条までの規定を準用する。この場合、「市営住宅」は「改良住宅」と読み替えるものとする。

(指定管理者による管理)

第 14 条 市長は、改良住宅の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に改良住宅の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 15 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 改良住宅の入居者の募集並びに入居及び退去の手続に関する業務
- (2) 改良住宅の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が改良住宅の管理上必要と認める業務

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例(昭和 54 年伊勢市条例第 19 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日条例第 8 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 10 月 14 日条例第 18 号)

この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日条例第 6 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 29 日条例第 17 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

平成 23 年 11 月 7 日

規則第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 165 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 改良住宅の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(入居の申込み)

第 3 条 条例第 4 条に規定により入居の申込みをしようとする者は、伊勢市小集落改良住宅入居申込書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 入居者及び同居を希望する者全員の住民票の写し
- (2) 入居者及び同居を希望する者で所得を有する者全員の所得を証明する書類
- (3) 納期の到来している市税を完納している証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

第 4 条 削除

(賃貸契約書)

第 5 条 条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する賃貸契約書は、伊勢市小集落改良住宅賃貸契約書（様式第 2 号）によるものとする。

2 前項の賃貸契約書には、入居者本人の印鑑証明書及び緊急連絡先届出書（様式第 3 号）を添付するものとする。

第 6 条 削除

(入居の承継申請)

第 7 条 条例第 8 条第 1 項の規定により入居の承継の承認を受けようとする者は、伊勢市小集落改良住宅入居承継承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

(同居承認申請)

第8条 入居者は、条例第9条第1項に規定する同居の承認の受けようとするときは、伊勢市小集落改良住宅同居承認申請書(様式第5号)に、同居を申請しようとする者との続柄を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(同居者の異動届)

第9条 入居者は、出産、死亡、婚姻、転出等により同居者に異動があったときは、その日から14日以内に伊勢市小集落改良住宅同居者異動届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(市営住宅管理条例施行規則の準用)

第10条 条例第13条の規定により管理条例の規定を準用する場合には、これらの規定に基づく伊勢市営住宅管理条例施行規則(平成17年伊勢市規則第140号)の規定を準用する。この場合において、「市営住宅」は「改良住宅」と読み替えるものとする。

第11条 削除

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第26号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第29号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年8月30日規則第45号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める

様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に定める様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年8月31日規則第46号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に定める様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年3月31日規則第24号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に効力を有する賃貸契約については、改正前の第6条第4項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

別表（第2条関係）

名称	建設年度	位置	構造	戸数
黒瀬改良住宅	昭和55年	伊勢市黒瀬町1844番地ほか	簡易耐火2階建	10
	昭和56年	〃 黒瀬町1892番地ほか	〃	8
	昭和57年	〃 黒瀬町1919番地1ほか	〃	6
朝熊改良住宅	昭和53年	〃 朝熊町2650番地	〃	12

様式第2号（第5条関係）

伊勢市小集落改良住宅賃貸契約書

小集落改良住宅賃貸につき、貸與人伊勢市を甲とし、賃借人_____を乙として、以下の条項により賃貸契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年伊勢市条例第165号。以下「条例」という。）及び伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成23年伊勢市規則第44号）の規定に基づき、次に掲げる小集落改良住宅（以下「本物件」という。）を乙に賃貸するものとする。

所在地：

名称：

構造：

床面積： m²

附帯設備：

（賃貸契約期間）

第2条 賃貸契約期間は、契約の日から起算して5年間とする。

2 賃貸契約期間を延長しようとするときは、賃貸契約期間満了の日前1月までに所定の様式で賃貸契約期間の延長の申出を行わなければならない。

（使用目的）

第3条 乙は、居住のみを目的として本物件を使用しなければならない。

（家賃）

第4条 家賃は、1月金_____円とする。ただし、次年度以降の家賃については、条例第10条により算出した額を限度額として、伊勢市営住宅管理条例（平成17年伊勢市条例第163号）第14条第1項及び第29条第1項の規定に準じて算出した額とする。

2 乙は、前項に定める家賃を毎月月末までに甲が発行する納入通知書により甲に納入するものとする。

3 乙が月の途中から使用する場合又は月の途中まで使用した場合においては、その月の家賃は日割計算による。

4 乙は、家賃算出の資料として、伊勢市営住宅管理条例第15条に規定する収入申告を毎年甲に提出しなければならない。

（敷金）

第5条 乙は、この契約と同時に前条に定める家賃の3月分を敷金として甲に納入しなければならない。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって本契約から生じる債務の弁済に充てることを請求することはできない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく敷金の全額を乙に返還しなければならない。ただし、本物件の明渡し時に、家賃の滞納、第15条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合は、甲は、敷金から当該債務の額を差し引いた額を返還するものとする。

4 前項ただし書の場合は、甲は、敷金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

5 敷金には利子を付けない。

（入居者の費用負担義務）

第6条 乙は、次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

(3) 共同施設並びにエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用、維持及び運営に要する費用

(4) 量表の取替え、ふすまの張り替え、各戸内の給水栓、点滅器等の取替え、破損ガラスの

- 取替えその他軽微な修繕に要する費用
- (5) 附帯設備の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- (6) 乙の責めに帰すべき事由によって生じた修繕に要する費用
(入居者の保管義務)
- 第7条 乙は、市営住宅又は共同施設の使用については必要な注意を払い、これを正常な状態で維持するとともに、自己の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は毀損したときは、原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。
(反社会的勢力の排除)
- 第8条 乙は甲に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (3) 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。
ア 甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
イ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
(禁止又は制限される行為)
- 第9条 乙は、本物件の全部又は一部につき賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 2 乙は、甲の承認を得ることなく本物件の増築又は模様替え若しくは本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。
- 4 乙は、本物件の使用に当たり、別表第2に掲げる行為を行う場合には、甲の承認を受けなければならない。
(契約期間中の修繕)
- 第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用については、乙の責めに帰すべき事由により必要となったものは乙が負担し、その他のものは甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に修繕を要する箇所を発見したときは、甲にその旨を通知し、修繕の必要について協議するものとする。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は、自ら修繕を行うことができる。この場合の修繕に要する費用については第1項に準ずるものとする。
(契約の解除)
- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
- (1) 第4条第2項に規定する家賃支払義務
- (2) 前条第1項後段に規定する乙の費用負担義務
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- (1) 第3条に規定する本物件の使用目的遵守義務
- (2) 第9条各項に規定する義務（同条第3項に規定する義務のうち、別表第1第6号から第8号までに掲げる行為に係るものを除く。）
- (3) その他本契約書に規定する乙の義務
- 3 乙が次のいずれかに該当した場合は、甲は、催告を要することなく本契約を解除することができる。

- (1) 第8条各号の規定に反する事実が判明した場合
 - (2) 契約締結後に自らが反社会的勢力に該当した場合
- 4 甲は、乙が第9条第1項に規定する義務に違反した場合又は別表第1第6号から第8号までに掲げる行為を行った場合は、催告を要することなく本契約を解除することができる。
- (乙からの解約)
- 第12条 乙は、甲に対して、5日前までに解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- (契約の終了)
- 第13条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合、これによって終了する。
- (明渡し及び検査)
- 第14条 乙は、本契約が終了する日までに(第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに)本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、本物件を明け渡そうとするときは、5日前までに甲に届け出て検査を受けなければならない。
- (明渡し時の原状回復)
- 第15条 乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年変化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
- 2 乙は、本物件を模様替えし、又は増築したときは、乙の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。
- (立入り)
- 第16条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て本物件内に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は乙の不在時に立ち入ったときは、立入り後にその旨を乙に通知しなければならない。
- (協議)
- 第17条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

別表第1（第9条関係）

(1) 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
(2) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
(3) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
(4) 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
(5) 動物（全種類）を飼育すること。
(6) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
(7) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
(8) 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
(9) 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
(10) 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。

別表第2（第9条関係）

(1) 新たな同居人を追加（出生又は婚姻によるものを除く。）すること。
(2) 引き続き15日以上本物件を使用しないこと。

記名押印欄

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について上記のとおり賃貸契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々その1通を保有する。

年 月 日

貸主（甲） 住所 伊勢市岩淵1丁目7番29号

氏名 伊勢市

伊勢市長

印

借主（乙） 住所

氏名

印

様式第3号（第5条関係）

緊急連絡先届出書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住 所
届出人
氏 名

伊勢市小集落改良住宅賃貸契約に関して、伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

緊急連絡先	住 所			
	氏 名			
	電話番号			
	入居者との関係		勤務先及び職業	

※入居者の安否確認（不在、病気、事故、死亡等）、災害（火災、台風、水害等）及び緊急修繕（漏水、漏電、ガス漏れ等）の際に入居者又は同居者と連絡が取れない場合は、緊急連絡先に連絡をすることがあります。

【事務処理欄（緊急連絡先確認）】

確認日		確認者		確認方法	書面送付 電話 その他（ ）
-----	--	-----	--	------	----------------------

様式第4号(第7条関係)

伊勢市小集落改良住宅入居承継承認申請書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

改良住宅 号室

入居者 ㊦

電話番号

下記の理由により、入居の継承をしたいので申請します。

なお、承認されたときは、旧入居者の家賃、費用負担義務額等の債務を引き受けることを誓約します。また、入居資格審査を行うに当たり、承継申請者若しくは引き続き同居しようとする者が暴力団員であるか否かを警察本部に照会することに同意します。

記

旧入居者	氏 名		入居年月日	
			年 月 日	
申請者	氏名及び旧入居者との続柄		同居年月日	
			年 月 日	
継承の理由	1 死亡		継承理由発生年月日	
	2 退去			
	3 その他()		年 月 日	
引き続き入居しようとする者の氏名	申請者との続柄	生年月日(年齢)	職業又は勤務先	年 収
	本人			円
				円
				円
				円
				円
計 名				円

備考 1 死亡又は退去の事実を証明する書類(住民票の写し、戸籍に関する全部事項証明書、戸籍謄本等)を添付すること。

2 現入居者と申請者との続柄を証明する書類(住民票の写し、戸籍に関する全部事項証明書、戸籍謄本等)を添付すること。

様式第5号(第8条関係)

伊勢市小集落改良住宅同居承認申請書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

改良住宅 号室

入居者
電話番号

下記の者を同居させたいので申請します。

なお、住宅の明渡しの場合は、同居者も同時に退去することを誓約します。

記

(ふりがな) 同居させよう とする者の氏名	入居者との 続柄	生年月日	現住所	職業又は 勤務先	月収
申請の理由				現世帯人員	
				人	

- 備考 1 入居者との続柄等を証明する書類(住民票の写し、戸籍に関する全部事項証明書、戸籍謄本等)を添付すること。
2 同居する者の収入を証明する書類(所得証明書又は源泉徴収票)を添付すること。
3 同居する者の収入の把握のため、その他必要な書類を求める場合があります。

入居資格審査を行うに当たり、暴力団員であるか否かを警察本部に照会することに同意します。

同居予定者



同居予定者



同居予定者



同居予定者



様式第6号(第9条関係)

伊勢市小集落改良住宅同居者異動届出書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

改良住宅 号室

入居者
電話番号

下記のとおり異動が生じたので、届出をします。

記

異動が生じた者の氏名	入居者との続柄	生年月日	職業又は勤務先	月 収	入 退 居 別
異動の理由	1 出生 2 結婚 3 離婚 4 死亡 5 その他()				
異動年月日	年 月 日				

- 備考 1 入居者との続柄等を証明する書類(住民票の写し、戸籍に関する全部事項証明書、戸籍謄本等)を添付すること。
2 死亡等の事実を証明する書類(戸籍に関する全部事項証明書又は戸籍謄本)を添付すること。

○伊勢市高齢者世話付住宅への入居に関する要綱

平成 17 年 11 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊勢市高齢者世話付住宅（以下「シルバー住宅」という。）への入居について、伊勢市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢市条例第 163 号。以下「条例」という。）及び伊勢市営住宅管理条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 140 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) シルバー住宅 高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、シルバーハウジング・プロジェクトの実施について（昭和 63 年 2 月 15 日付建設省住建発第 8 号、厚生省社老初第 7 号）に基づき高齢者の生活特性に配慮して建設し、生活援助員により福祉サービスの提供を行う住宅をいう。
- (2) 生活援助員 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業の実施について（平成 2 年 8 月 27 日付厚生省社福第 168 号厚生省大臣官房老人福祉部長通達）に基づき、シルバー住宅に居住している高齢者に対して、必要に応じ生活指導、生活相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを行う者をいう。

(対象者)

第 3 条 シルバー住宅に入居することができる者は、次の各号をすべて満たす者とする。

- (1) 条例第 6 条第 1 項に該当する者
- (2) 申込み時において次のいずれかに該当する者
 - ア 60 歳以上の単身世帯
 - イ いずれか一方が 60 歳以上の夫婦のみの世帯
 - ウ いずれもが 60 歳以上である親族のみの世帯

(3) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められ、又は高齡等のため、独立して生活するには不安があると認められる世帯

(4) 住宅困窮度が高く、家族等による援助が困難な世帯

(入居の申込み)

第4条 シルバー住宅へ入居しようとする者は、規則第4条第1項に規定する市営住宅入居申込書に自活状況申出書(様式第1号)を添付しなければならない。この場合において、市長が必要があると認めるときは、医師の診断書等を提出しなければならない。

(入居者の決定)

第5条 入居者は、伊勢市営住宅入居者選考委員会で入居条件を満たすと認められた者が定員を超える場合は、公開抽選により決定する。

(誓約書の提出)

第6条 入居者は、入居の許可を受けた際に、入居後の管理の諸条件を内容とした誓約書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(身元引受人)

第7条 入居者は、身元引受人(親族)1名を選任し、身元引受人選任届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該身元引受人は、規則第6条に規定する連帯保証人を兼ねることができる。

2 身元引受人は、入居者が日常生活を営むことが困難となった場合は、その身元を引き受けるものとする。

3 入居者は、身元引受人の死亡その他の理由により身元引受人を変更しようとするときは、身元引受人選任届を市長に提出しなければならない。

4 入居者は、身元引受人が住所その他届出事項を変更したときは、身元引受人届出事項変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(同居の制限)

第8条 入居許可時の居住者(同居した親族等)以外の同居人は認めないものとする。ただし、一時的に介護の必要が生じたときは、介護人同居承認申請書(様式第5号)に基づき判断し、必要な期間を定め、介護人同居承認書(様式第6号)

により介護人の同居を承認するものとする。この場合において、市長が特に必要があると認める場合には、1年を限度として更新することができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の小俣町高齢者世話付住宅への入居に関する要綱（平成14年小俣町告示第9号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和3年9月1日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前のそれぞれの要綱に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後のそれぞれの要綱に定める様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(第4条関係)

自 活 状 況 申 出 書

項 目	本 人	同 居 者
1 現在の健康状態	健康・普通・病弱	健康・普通・病弱
2 受診状況について 疾病があれば、 診療開始時期 受診頻度	病名 () 年 月～ 年間 月に 回、通院・往診・薬のみ	病名 () 年 月～ 年間 月に 回、通院・往診・薬のみ
3 身体状況について 障害の有・無 障害の状況 (程度・部位など) 視 力 聴 力 言 葉	有 ・ 無 有の場合等級： 級 () 普 通・弱 視・全 盲 普 通・や や 難 聴・難 聴 普 通・少し不自由・不自由	有 ・ 無 有の場合等級： 級 () 普 通・弱 視・全 盲 普 通・や や 難 聴・難 聴 普 通・少し不自由・不自由
4 自活状況について ① 歩 行 ② 衣 服 着 脱 ③ 食 事 ④ 炊 事 ⑤ 排 泄 ⑥ 入 浴 ⑦ 買 物 ⑧ 掃除・洗濯	自分で可・一部介助・全部介助 自分で可・一部介助・全部介助 自分で可・一部介助・全部介助 自分で可・一部介助・全部介助 自分で可・一部介助・全部介助 自分で可・一部介助・全部介助 自分で可・一部介助・全部介助 自分で可・一部介助・全部介助	自分で可・一部介助・全部介助 自分で可・一部介助・全部介助 自分で可・一部介助・全部介助 自分で可・一部介助・全部介助 自分で可・一部介助・全部介助 自分で可・一部介助・全部介助 自分で可・一部介助・全部介助 自分で可・一部介助・全部介助

※ 記入上の注意：あてはまる項目に○をしてください。1名の場合は「本人」欄のみ記入してください。

4で「一部介助」又は「全介助」の場合

・現在はどうに行っていますか。

.....
.....

・入居した場合どのように補うつもりですか。

.....
.....

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住 所

氏 名

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

(あて先)伊勢市長

住 所
入居者
氏 名 ①

誓 約 書

この度シルバー住宅への入居に当たり、私()及び同居家族は、下記の事項を厳守することを誓約いたします。

- 1 入居後の日常生活は、常時の介護を受けずに自立して行います。万一、自立生活が不可能になった場合は、市の指導に従います。
- 2 入居後、入居資格要件を満たさなくなったときは、市の指示に従い、他の適当な住宅への住宅変更等により、速やかに当該住宅を明け渡します。
- 3 緊急通報を発し、確認電話等に応答しない場合には、安否確認のために生活援助員や消防職員等関係者の住宅への立入りを認めます。
また、緊急時には生活援助員や消防職員等関係者が住宅内に立ち入るに際し、住宅等の一部に損傷が生じた場合には、入居者において修復いたします。
- 4 市営住宅内において、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為はいたしません。
- 5 生活援助員及び他の入居者等と協力し、安全かつ快適な生活環境づくりを行います。
- 6 入居申込み時に提出した自活状況申出書及びその他の書類については、必要に応じ生活援助員及び消防等関係機関に開示しても差し支えありません。
- 7 伊勢市高齢者世話付住宅への入居に関する要綱を遵守いたします。

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

(あて先)伊勢市長

入居者：住 所

氏 名

同居人：住 所

氏 名

身 元 引 受 人 選 任 届

次のとおり身元引受人を選任しましたので、届け出ます。

記

住 所	〒	電話 ()
氏 名		年 月 日生
入居者との関係		
職業・勤務先 及び連絡先		電話 ()

入居者及び同居人の身元引受人となることを承諾します。

住 所

氏 名

㊟

なお、次の場合は責任をもって本人又は同居人を引き受けます。

- 1 本人又は同居人が死亡した場合
- 2 本人又は同居人が、疾病又は身体能力の低下等により日常生活を営むことが困難であると市長が認めた場合

備考 身元引受人の印鑑登録証明書を添付してください。ただし、連帯保証人を兼ねている場合は、必要ありません。

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

(あて先)伊勢市長

入居者：住 所
氏 名

身元引受人届出事項変更届

次のとおり異動が生じたので、届け出ます。

記

異 動 の 区 分		住所変更・氏名の変更・職業、勤務先の変更
異 動 年 月 日		年 月 日
変 更	住 所	〒 電話 ()
	氏 名	
後	職業・勤務先 及び連絡先	〒 電話 ()
	備 考	

備考

- 1 氏名の変更の場合には、変更前の氏名を備考欄に記入してください。
- 2 住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写し等、これを証明する書類を添付してください。

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

(あて先)伊勢市長

入居者：住 所
氏 名

介 護 人 同 居 承 認 申 請 書

介護人の一時同居の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 申請理由

2 介護人の同居期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 介護人の住所、氏名等

(1) 住 所

(2) 氏 名

(3) 入居者との続柄

備考

医師の診断書を添付してください。

様式第6号(第8条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

伊勢市長 印

介 護 人 同 居 承 認 書

年 月 日付けで申請のあった介護人の一時同居については、次のとおり承認
します。

記

1 承認期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 介護人の住所、氏名等

住 所
氏 名

3 その他

伊勢市営住宅管理条例及び伊勢市高齢者世話付住宅への入居に関する要綱を遵守する
こと。

○伊勢市営住宅管理人要綱

平成 17 年 11 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊勢市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢市条例第 163 号。以下「条例」という。）第 52 条第 1 項に規定する伊勢市営住宅管理人（以下「管理人」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(管理人の設置)

第 2 条 市長は、住宅監理員の職務を補助させるため、市営住宅（以下「住宅」という。）の団地ごとに、必要と認める数の管理人を置く。

(管理人の委嘱)

第 3 条 管理人は、住宅入居者のうち次の要件を備えている者の中から市長が委嘱する。

- (1) 住宅の管理を行い得る成年者
- (2) その人物が誠実かつ公正で緊急の場合適切な処置をなし得る者
- (3) その他市長において必要と認める条件を備えている者

(管理人の事務)

第 4 条 管理人は、住宅監理員の指揮を受け、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 不正入居の防止
- (2) 入居者の保管義務及び禁止事項に関する指導、調査及び報告
- (3) 条例及び伊勢市営住宅管理条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 140 号）に基づく申請書等の申達に関すること。
- (4) 住宅の修繕箇所の調査及び報告
- (5) 市長の指示する調査事項についての調査及び報告
- (6) 浄化槽維持管理費及び駐車場使用料の徴収
- (7) 市営住宅駐車場の管理
- (8) その他住宅の管理上必要な事項

2 共同施設及び共同設備（衛生施設、給水施設及び電気施設等）を有する住宅団

地にあつては、当該住宅団地の管理人は、これらの施設も併せて管理しなければならない。

(管理人の任期)

第5条 管理人の任期は、1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(管理人の解嘱)

第6条 市長は、管理人が次の各号のいずれかに該当するときは、その任期中であっても解嘱することができる。

- (1) 第3条各号に掲げる資格要件を欠くに至ったとき。
- (2) 管理人の辞退の申出により、市長においてやむを得ないと認めたとき。
- (3) 管理人が疾病、住所の変更その他のため職務に支障があるとき。
- (4) その他市長が管理人として不適當と認めたとき。

(給付)

第7条 管理人には、次の表により得た額の範囲内で、予算の範囲内で必要な給付をすることができる。

管理戸数	報償金月額
1～10戸	1,060円
11～15戸	1,310円
16～20戸	1,560円
21～30戸	2,030円
31～40戸	2,500円
41～50戸	2,990円

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

○伊勢市営住宅の家賃又は敷金の減免又は徴収猶予基準等の要綱

平成 17 年 11 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊勢市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢市条例第 163 号）第 18 条の規定に基づき、市営住宅の入居者（以下「入居者」という。）が次条各号及び第 13 条各号のいずれかに該当する場合に、その者の家賃又は敷金（以下「家賃等」という。）を減免し、又は徴収猶予するために必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象)

第 2 条 家賃等の減免は、入居者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができるものとする。

- (1) 入居者の世帯が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護受給世帯であって、当該市営住宅の家賃が同法の規定による住宅扶助の認定を超える場合
- (2) 入居者の世帯が生活保護法による住宅扶助の受給世帯で、疾病等による入院加療のため、住宅扶助の支給が停止された場合
- (3) 前 2 号に規定する世帯以外の世帯で、入居者及び同居者の収入額が生活保護基準額以下であるとき。
- (4) 別表のいずれかに該当する者で、かつ、入居者及び同居者の収入額が生活保護基準額に加算額と当該市営住宅の家賃の額を加えた額以下であるとき。
- (5) 入居している市営住宅が風水害、火災等によって被害を被った場合。ただし、火災は、類焼に限る。
- (6) 前各号に定めるもののほか、特別の事情により市長が必要と認める場合

2 申請をしようとしている時点で納期の到来している家賃に未納分がある者については、減免の対象者としなない。

(減免基準)

第 3 条 前条に定める減免対象者の家賃等の減免額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1項第1号に該当する場合にあっては、家賃のうち生活保護法の規定による住宅扶助料を超える額

(2) 前条第1項第2号に該当する場合にあっては、生活保護法の規定による住宅扶助料の支給を停止された期間中の家賃の額

(3) 前条第1項第3号に該当する場合にあっては、次のとおりとする。

ア 生活保護基準額の50パーセント未満の場合、当該家賃の30パーセント相当額

イ 生活保護基準額の50パーセント以上の場合、当該家賃の20パーセント相当額

(4) 前条第1項第4号に該当する場合にあっては、次のとおりとする。

ア 生活保護基準額の50パーセント未満の場合、当該家賃の30パーセント相当額

イ 生活保護基準額の50パーセント以上の場合、当該家賃の20パーセント相当額

ウ 生活保護基準額を超える場合は、当該家賃の10パーセント相当額

(5) 前条第1項第5号に該当する場合にあっては、次の区分に応じた家賃の額とする。

ア 当該住宅の損傷が特に著しいため、市長が使用不能と認める場合 その認定期間中の家賃の全額

イ 当該住宅の損傷が著しいため、市長が使用するに不便と認める場合 その認定期間中の家賃の50パーセントに相当する額

(6) 前条第1項第6号に該当する場合にあっては、前各号に準ずる額とする。

2 前項第3号から第6号までに掲げる場合において、その計算された額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(家賃の減免の期間)

第4条 家賃の減免の期間は、月の20日までに伊勢市営住宅管理条例施行規則

(平成17年伊勢市規則第140号。以下「規則」という。)第11条に規定する市営住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)申請書(以下「申請書」という。)を受理した

場合は受理した日の属する月の翌月から、21日以後に受理した場合は翌々月から、減免を開始した月の属する年度の月末までとする。ただし、第2条第1項各号に定める減免対象者でなくなった場合は、その月までとする。

(申請の手続)

第5条 家賃等の減免を申請しようとする者は、申請書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 世帯全員の住民票の写し

(2) 入居者及び同居人のうち収入のある者全員の前年の所得証明書(市町村長の発行するもの)。ただし、申請の時期が前年の所得証明書が発行されない時期にあつては、給与所得者の場合は、申請する日の属する月の前月から過去1年間の給与等の支払金額について、給与支払者の発行する証明書、事業所得者の場合は、確定申告書の写し又は申請する日の属する月の前月から過去1年間の事業所得を証明する書類

(3) 生活保護の受給世帯にあつては、福祉事業所長等の発行する証明書

(4) 第2条第1項第4号の規定に基づき申請しようとする者は、次に掲げる書類を添付するものとする。

ア 別表の母子世帯及び父子世帯等にあつては、戸籍謄本

イ 別表の心身障害者にあつては、障害の程度を証する手帳の写し

(5) 第2条第1項第6号の規定に基づき申請しようとする者は、市長が特に必要と認める書類

2 市長は、必要に応じ、前項に規定する書類に加え新たな書類を提出させることができる。

(届出義務)

第6条 家賃の減免措置を受けた者は、当該減免事由が消滅した場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(減免相当額の納付)

第7条 減免事由が消滅しているにもかかわらず、引き続き減免措置を受けた者は、減免事由が消滅した日の属する月の翌月分から減免措置を受けた月分までの

減免相当額を納付しなければならない。

(減免措置の更新)

第8条 第4条に規定する減免期間満了後、引き続き減免措置を受けようとするものは、減免期間が満了する日の属する月の20日までに、改めて規則第11条に規定する減免申請の手続をとらなければならない。

(徴収猶予対象者)

第9条 家賃の徴収猶予の対象者は、第2条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当し、かつ、徴収猶予の申請の日からおおむね6月以内に当該事由が消滅し、家賃の支払能力が回復すると認められる者とする。

(徴収猶予期間)

第10条 第4条の規定は、家賃の徴収猶予期間について準用する。この場合において、同条中「当該年度の末月までとする。」とあるのは、「当該年度の末月までとし、6月間を限度とする。」と読み替えるものとする。

(申請手続の準用)

第11条 第5条の規定は、家賃等の徴収を猶予する場合について準用する。

(届出義務の準用)

第12条 第6条の規定は、家賃の徴収を猶予する場合について準用する。

(敷金の徴収猶予)

第13条 敷金は、次の各号のいずれかに該当する場合において、その徴収を猶予することができるものとする。

- (1) 入居決定後入居するまでの間に、主たる生計者が死亡したとき。
- (2) 入居決定後入居するまでの間に、世帯員の疾病、負傷等により一時的に費用を要したため敷金の納付が困難であると認められる場合

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月1日)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

別表（第2条、第5条関係）

対象者	要件
<p>20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫（母子世帯、父子世帯）</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、20歳未満の子を扶養している者（同居者のうち、20歳以上で、かつ、経常的収入を得る職業についている者がいるものを除く。）であること。</p>
<p>心身障害者</p>	<p>本人又は同居者が次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 厚生労働大臣が定めるところにより交付を受けた療育手帳を所持している者で、児童相談所又は知的障害者更生相談所の長により重度又は中度の知的障害者と判定された者であること。</p> <p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の2級以上の障害を有する者であること。</p> <p>(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳を所持している者で、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の3の第1款症以上の障害を有する者であること。</p> <p>(4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害</p>

者手帳を所持している者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 4 級以上の障害を有する者であること。

○伊勢市営住宅集会所等使用要綱

平成 17 年 11 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊勢市営住宅共同施設としての集会所等（以下「集会所」という。）の管理について、伊勢市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢市条例第 163 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 集会所は、伊勢市営住宅（以下「市営住宅」という。）に入居する者の共同の利便施設として入居者相互の親睦を図り、明るい団地生活を営むために使用することを目的とする。

(管理)

第 3 条 集会所の管理は、当該市営住宅団地の入居者の中から市長が適任者を選考し、その業務を委託するものとし、この業務受託者を集会所管理者（以下「管理者」という。）とするものとする。

(管理者の職務)

第 4 条 管理者は、常に市長の派遣する職員の指示に従い、集会所の適正な業務管理に努め、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 市営住宅集会所使用申込書を整理し、市営住宅集会所使用許可書を発行するとともに、市営住宅集会所使用簿を作成すること。

(使用手続)

第 5 条 集会所を使用しようとする者（代表者）は、使用する前日までに市営住宅集会所使用申込書により管理者の許可を受けなければならない。

(使用制限)

第 6 条 市営住宅の入居者以外の者は、集会所を使用することができない。ただし、次項各号に該当しない場合であって使用を認めた場合は、この限りでない。

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会所の使用を許可しないものとする。

- (1) 団地生活の秩序を乱すおそれのあるとき。

- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 特定の政治活動、宗教活動又は選挙運動を目的とするとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

(使用時間)

第7条 集会所の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、管理者が特別に認めたときは、この限りでない。

(使用料)

第8条 集会所の使用料は、無料とする。集会所の電気料、ガス料、水道料、汚物及びごみ処理等の費用は、管理者の負担とする。

(使用者の義務)

第9条 集会所を使用する者は、次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 保安上又は衛生上危険なものを持ち込まないこと。
- (2) 火気の使用には、万全の注意を払うこと。
- (3) 近隣の者に、迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) 使用後の清掃、整頓及び戸締等の点検を行うこと。
- (5) 使用後は、管理者へ鍵の返還及び使用状況の報告を速やかに行うこと。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

○伊勢市営住宅の住替えに関する基準

平成 21 年 7 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、市営住宅の入居者が伊勢市営住宅管理条例（平成 17 年条例第 163 号）（以下「条例」という。）第 5 条第 1 項第 7 号の規定に基づく公募の例外による入居を行うにあたって必要な基準を定める。

(定義)

第 2 条 住替えとは、現在市営住宅に入居している者を、公募によらず他の市営住宅に入居させることをいう。

(資格)

第 3 条 住替えを申請できる者は、次の各号のすべてに該当する場合とする。

- (1) 現在の市営住宅に1年以上居住していること。ただし、入居後の不慮の事故等特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (2) 条例第27条第1項に規定する収入超過者、または同条第2項に規定する高額所得者でないこと。
- (3) 市営住宅の住宅使用料（以下「家賃」という。）、駐車場使用料、合併処理浄化槽維持管理負担金等（以下「家賃等」という。）に滞納がないこと。
- (4) 条例及び伊勢市営住宅管理条例施行規則（平成17年規則第140号）（以下「施行規則」という。）が遵守されていること。
- (5) 過去に同一理由による住替えがなされていないこと。
- (6) 現在居住中の市営住宅の明渡し請求を受けていないこと。
- (7) 入居者及び同居者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員でないこと。

(申請基準)

第 4 条 条例第5条第1項第7号の規定に基づき住替えの申請ができる者は、別表(1)

から(6)のいずれかに該当する場合とする。

2 住替えにより入居する市営住宅は、原則として同一団地内とする。ただし、別表(4)から(6)による住替えを行う場合及び同一団地内に適当な住替え先の住戸がない場合は、この限りでない。

3 別表(6)による住替えを行う場合で、滞納家賃等について納付誓約書を提出し、誓約内容を履行している場合は、前条第3号の要件を具備する者とみなす。

(住替えにより入居する市営住宅)

第5条 住替えにより入居する市営住宅は、空家となっている市営住宅の中から管理上支障ない範囲において、市長が選定する。

(住替えの申請等)

第6条 住替えを希望する者(以下「申請者」という。)は、市営住宅住替承認申請書(様式第1号)に、別表に規定する区分に応じた住替事由を証する書類を添付して申請しなければならない。

2 前項に規定する申請の有効期限は、申請のあった当該年度末までとする。

(住替えの承認)

第7条 市長は、住替えを承認したときは、市営住宅住替承認通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知する。

(入居及び返還手続)

第8条 前条による住替えの承認を受けた者は、承認日より10日以内に条例第11条の規定による入居手続を行うとともに、従前の市営住宅については条例第39条及び施行規則第19条の規定による返還手続をしなければならない。

(費用負担)

第9条 住替えに要する費用は、住替えの承認を受けた申請者の負担とする。

2 住替えにより明渡しを行う従前の市営住宅について、入居者の責めによる修繕を行う必要がある場合は、入居者の負担で修繕を行わなければならない。また、増築及び模様替えがある場合は、入居者の負担で原状に復旧しなければならない。

(家賃)

第10条 住替え後の市営住宅の家賃は、条例で定める当該市営住宅の家賃とする。

2 条例第18条の規定による家賃の減免等の措置を受けている者で、住替え後も引き続き減免等の措置を受けようとする者は、施行規則第11条に規定する市営住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)申請書を提出しなければならない。

3 住替えをした者が市営住宅の建替事業及び老朽化市営住宅からの移転に伴う家賃の減額措置を受けているときは、前項の規定にかかわらず当該家賃の減額措置は継続して適用しない。

(委任)

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成21年7月1日から施行する。

(一部改正)

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

(一部改正)

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

	対象者	処理基準	必要書類
(1)	<p>2居室以下の市営住宅の入居者で、婚姻または出生により世帯員が増加し、台所を除く居室について次の条件を満たすことができない場合。</p> <p>①成人（20歳以上）1人につき1室。ただし、夫婦は1組につき1室とする。</p> <p>②20歳未満の子2人につき1室。ただし、12歳以上の子については性別ごとに1室とし、就学前の子（6歳未満）1人までは夫婦と同室とする。</p>	<ul style="list-style-type: none">・住替え先は、3居室以上の住戸とする。・同居承認により同居者数が増加した場合は、原則として住替えを認めない。	<ul style="list-style-type: none">・住替承認申請書
(2)	<p>3居室以上の市営住宅の入居者で、同居者の転出または死亡により世帯員が減少した場合。</p>	<ul style="list-style-type: none">・住替え先は、2居室以下の住戸とする。	<ul style="list-style-type: none">・住替承認申請書

<p>(3)</p>	<p>エレベーターが設置されていない2階以上の市営住宅の入居者及び宅内に階段を有する市営住宅の入居者で、次の条件に該当する場合。</p> <p>①入居者または同居者の年齢が60歳以上で、階段の昇降に支障があり、現在居住している住戸における生活が困難となった場合。</p> <p>②入居者または同居者に恒常的な疾病又は身体の障害があるため階段の昇降に著しい支障をきたし、現在居住している住戸における生活が困難となった場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住替え先は、2階以下または平屋建ての住戸とする。 ・医師の診断書、身体障害者手帳、介護保険手帳等により、階段の昇降が困難であることが認められること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住替承認申請書 ・階段の昇降が困難であることが確認できる書類（医師の診断書、身体障害者手帳の写し、介護保険手帳の写し等） <p>※医師の診断書は、階段の昇降に支障をきたしていることが明記されていること。</p> <p>※身体障害者手帳は、その障がいの程度が階段の昇降に支障をきたすと認められること。</p>
<p>(4)</p>	<p>伊勢市高齢者世話付住宅に入居している者が60歳未満の親族を同居させようとする場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住替え先は、伊勢市高齢者世話付住宅以外の市営住宅とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住替承認申請書 ・市営住宅同居承認申請書 ・同居させようとする者の住民票（世帯全員） ・同居させようとする者の所得証明書 ・入居者との続柄が確認できる書類（戸籍謄本等）

(5)	現在居住している市営住戸の家賃等の支払いが困難になった場合。	<ul style="list-style-type: none"> ・住替え先は、家賃等の入居者が負担すべき費用を勘案して、現在居住している住戸より費用負担が軽減される住戸とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住替承認申請書 ・世帯全員の所得証明書 ・離職・転職等による場合は、その状況が確認できる書類
(6)	その他入居者の世帯構成及び心身の状況からみて、住替えが適当であると認められる場合。	※客観的に住替えの必要性が確認できる場合に限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・住替承認申請書 ・住替え理由を証する書類

○伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成 17 年 11 月 1 日

条例第 59 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）

第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第 2 条 市長、教育委員会又は公営企業の管理者（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、指定管理者に管理を行わせようとし、又は行わせている公の施設（以下「指定施設」という。）の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、規則、教育委員会規則又は企業管理規程で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長等に申請しなければならない。

- (1) 申請者の組織及び財務の状況の概要を記載した書類
- (2) 指定施設の管理に係る事業計画書
- (3) 指定施設の管理に係る収支予算書
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

(指定候補者の選定)

第 4 条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査した上、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定するものとする。

- (1) 指定施設の運営方法が市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 指定施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者選定委員会への諮問)

第4条の2 市長等は、第2条本文の規定により公募しようとするとき、又は前条の規定により指定候補者を選定しようとするときは、指定管理者選定委員会に諮問するものとする。ただし、指定施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他指定管理者選定委員会に諮問しないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

(指定管理者選定委員会の設置、組織等)

第4条の3 市長等の諮問に応じ、前条本文の規定による諮問に係る指定候補者の選定についての審査又は調査審議をさせるため、一又は複数の指定施設ごとに指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、知識経験を有する者その他市長等が必要と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

4 委員は、その者の委嘱又は任命に係る指定候補者の選定についての審査又は調査審議が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 選定委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(指定管理者となることができない団体)

第5条 市長、副市長又は法第180条の5第1項の規定により市に設置する委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）若しくは委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人（以下「無限責任社員等」という。）に就任している団体（市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を除く。）は、指定管理者になることができない。

2 市議会議員が無限責任社員等に就任している団体は、指定管理者になることができない。

（選定結果の通知）

第6条 市長等は、第4条の規定による選定を行ったときは、速やかに、その結果を申請者に通知しなければならない。

（再度の選定）

第7条 市長等は、前条の規定による通知をした後、第4条の規定により選定した団体を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、申請者（当該選定された団体を除く。）の中から再度同条の規定により指定候補者を選定することができる。

（指定管理者の指定）

第8条 市長等は、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該議決に係る指定候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

（協定の締結）

第9条 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、指定施設の管理を行わせるために必要な事項（当該指定施設の管理について定める条例（以下「指定施設条例」という。）において定める事項を除く。）に関し、指定管理者との間で協定を締結する。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 第3条第2号に規定する事業計画書に記載された事項

- (2) 指定施設の管理に要する費用に関する事項
- (3) 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、指定施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第12条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況及び指定施設の利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第11条 市長等は、指定施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該指定施設の管理の業務又は経理の状況に関して、定期に又は臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第12条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定

により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、指定施設の建物、設備又は附属器具を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第 14 条 指定管理者は、故意又は過失により指定施設の建物、設備又は附属器具を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長又は公営企業の管理者がやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(個人情報の保護)

第 15 条 指定管理者は、指定施設の管理に伴い保有した個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(市長等による管理の特例)

第 16 条 市長等は、第 12 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて指定施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により指定施設の管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、指定施設条例の規定にかかわらず、当該指定施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 市長又は公営企業の管理者は、前項の規定により指定施設（当該指定施設の利用料金を指定管理者に収受させるものに限る。）の管理の業務を行う場合において、当該管理の業務が利用料金の収受を含むものであるときは、当該指定施設の使用について、指定施設条例に定める利用料金の額の範囲内において市長又は公営企業の管理者が定める額の使用料を徴収する。この場合において、使用料の徴収方法は、利用料金の徴収方法の例によるものとする。

3 市長等は、第 1 項の規定により指定施設の管理の業務を行うこととしたとき、又は同項の規定により行っている指定施設の管理の業務を行わないこととするときは、その旨（前項に規定する場合に該当する場合にあっては、使用料の徴収に

関する事項を含む。)を告示しなければならない。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 24 号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日条例第 1 号抄）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 25 日条例第 43 号）

この条例は、平成 29 年 12 月 23 日までの間において規則で定める日から施行する。

（平成 28 年規則第 31 号で平成 28 年 4 月 1 日から施行）

附 則（平成 29 年 3 月 31 日条例第 6 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

○伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成 17 年 11 月 1 日

規則第 49 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募における明示事項)

第 2 条 条例第 2 条の規定により指定管理者を公募するときは、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 施設の名称及び概要
- (2) 申請資格
- (3) 申請期間
- (4) 選定の基準
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務の範囲及び具体的内容
- (7) 利用料金に関する事項
- (8) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 条例第 3 条に規定する規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（様式第 1 号）とする。

(選定結果の通知)

第 4 条 条例第 6 条の規定による通知は、選定結果通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

2 市長は、条例第 7 条の規定により再度指定候補者を選定したときは、当該指定候補者に対し、選定結果通知書によりその結果を通知するものとする。この場合において、条例第 6 条の規定により選定結果を通知した申請者に対し、その旨を

通知するものとする。

(指定の通知)

第5条 市長は、条例第8条の規定により指定管理者を指定したときは、指定管理者指定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(指定の取消し等)

第6条 市長は、条例第12条第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、指定管理者指定の取消・全部停止・一部停止通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成17年伊勢市規則第28号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成28年3月31日規則第33号)

(施行期日)

1 この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた行政庁の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月3日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月 31 日規則第 46 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に定める様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名

伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、下記の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。

記

施設名：

様式第2号（第4条関係）

選定結果通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



年 月 日付けで申請のありました指定申請について、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、下記のとおり選定結果を通知します。

記

- 1 施設名
- 2 選定結果
- 3 理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号(第5条関係)

指定管理者指定通知書

第 号
年 月 日

所在地
法人名(団体名)
代表者氏名 様

伊勢市長 印

伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第8条の規定により、下記のとおり公の施設に係る指定管理者に指定します。

記

1 施設名

2 指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 指定の条件

様式第4号（第6条関係）

指定管理者指定の取消・全部停止・一部停止通知書

第 号
年 月 日

所在地
法人名（団体名）
代表者氏名 様

伊勢市長 印

伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり公の施設に係る指定管理者の指定を取消し・全部停止・一部停止します。

記

- 1 施設名
- 2 理由
- 3 停止の内容
 - (1) 停止の範囲
 - (2) 停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで
 - (3) 停止解除の条件

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。